

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月12日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎  
秋田県監査委員 佐藤 正一郎  
秋田県監査委員 高橋 洋樹  
秋田県監査委員 半田 直樹  
財 170  
令和3年10月21日

秋田県監査委員 佐藤 賢一郎  
秋田県監査委員 佐藤 正一郎  
秋田県監査委員 高橋 洋樹  
秋田県監査委員 半田 直樹

秋田県知事 佐竹 敬久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>7. 固定資産管理に係る財務事務                      (2) 秋田県の下水道台帳の整備状況  <b>【意見9】</b> 下水道台帳のデータ集約化とシステム化について                      (83頁・11頁)                      現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。                      全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。                      また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考ええる。                      より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。                      なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。</p> <p>(3) 設備投資計画  <b>【意見10】</b> 設備投資計画の精緻化について                      (86頁・11頁)                      長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。                      秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。                      今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考ええる。</p> <p>(4) 未利用財産</p>	<p>(対応中：下水道マネジメント推進課)                      下水道台帳のシステム化については、令和2年度に着手し、令和3年度中に完了する予定としている。</p> <p>(対応中：下水道マネジメント推進課)                      下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、長期的な改築事業のシナリオの設定や点検・調査計画及び修繕・改築計画である「ストックマネジメント計画」を令和2年度に策定し、令和4年度に設備投資計画に基づき、経営戦略を改定することとしている。</p>

**【意見11】未利用資産の把握の状況について**  
(88頁・11頁)

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的実施すべきである。

(対応中：下水道マネジメント推進課)

下水道台帳のうち、資産台帳については、令和2年度の法適用に合わせ整備済みである。管路台帳、設備台帳は令和3年度中に下水道台帳システムを整備完了予定である。下水道台帳システムでは、設備の稼働状況や調査点検データを入力できるようにし、指定管理者による定期的な現地確認結果を反映させることにより、利活用に向けた検討を同年度中に行う予定としている。

**平成27年度包括外部監査（基金の運営と管理に係る財務事務）**

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>4. 各基金に関する事項</p> <p>(11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金</p> <p><b>【意見9】基金の設置の意義について</b> (76頁・7頁)</p> <p>昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。</p> <p>ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。</p> <p>また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。</p>	<p>(対応中：地域・家庭福祉課)</p> <p>秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、令和2年度末の基金残高は、1億円程度にまで縮小している。</p> <p>基金の貸付対象となるひとり親家庭は、ふたり親家庭と比較すると貧困率が非常に高く、その生活の安定と向上を図ることは、県の重要施策となっている。</p> <p>このため、平成26年度に「第2期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにしており、同基金もその中に掲げられた施策の一つである。</p> <p>令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第3期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するに当たり令和元年度に実施した、ひとり親家庭等を対象とする実態調査によると、現在も一定のニーズがあり、事業を継続する必要がある。基金の縮小については、利用実績を勘案しながら、検討していく。</p>

(16) 秋田県林業開発基金

【意見13】 将来の貸付金の回収見込みについて

(98頁・10頁)

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足(収支赤字)を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。

(対応中：林業木材産業課)

県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」、外部有識者による「秋田県林業公社のあり方検討委員会」において、次のような提言等があった。

- ・当面は林業公社を存続させることが妥当
- ・ただし、今後のリスク変化によっては、林業公社を解散して県が事業主体となることが適当との判断もあり得る
- ・そのため、今後も定期的な検証と経営改善のための各種見直し等を行うことが必要

このため、平成29年度には第10次長期経営計画を策定したほか、毎年度、木材価格の変動等を反映させて長期収支の見直しを行い、公表しているところであり、これらの進捗状況を踏まえつつ、国の支援措置の動向に応じて、基金のあり方を検討する。

平成29年度包括外部監査(秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について)

事項(報告書・概要書頁) 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>II-2 高齢者の社会参加促進事業</p> <p>【意見16】 より効果的な補助事業に向けた見直しについて(87頁・7頁)</p> <p>友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画(第7期老人福祉計画)でも位置付けられている事業であるが、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。今後、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しがなされることを期待する。</p> <p>【意見31】 指定管理者選定委員会等の役割について(121頁・10頁)</p> <p>選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。</p>	<p>(対応中：長寿社会課)</p> <p>老人クラブに対する補助のあり方については、高齢者の社会参加促進事業と老人クラブ助成事業を一本化した上で、友愛訪問活動などの社会貢献活動の活性化や実施クラブ数の拡大につながるよう補助制度の大幅な見直しを行い、令和4年度から実施するよう現在検討中である。</p> <p>(検討中：総務課)</p> <p>現在64ある指定管理施設について、既存の他の組織による第三者評価ができないかなど、費用対効果を含め効果的な外部評価のあり方について引き続き検討していく。</p>

Ⅲ－５ 児童会館費

【指摘事項16】指定管理者へのモニタリングのあり方について

(152頁・12頁)

秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、毎期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、Cの3段階評価としている。評価の観点としては、4つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの1次評価と所管課の2次評価を実施しているが、いくつかの問題点が見受けられた。また、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。

(一部対応済み、一部検討中：総務課)

指定管理者制度導入施設の評価については、令和3年3月に「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を改正し、2次評価の際に、原則として、ヒアリング及び実地調査を行うこととした。

外部によるモニタリングの仕組みについては、既存の他の組織による第三者評価ができないかなど、費用対効果を含め効果的な外部評価のあり方について引き続き検討していく。

平成30年度包括外部監査（秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>5 個別事業の状況</p> <p>(1) 国内航空路線の維持・拡充</p> <p>②空港と目的地を結ぶ二次アクセスの利便性の向上と情報発信</p> <p>【意見6】「アキタノNAVI」の利便性を向上するための機能見直しについて</p> <p>(84頁・3頁)</p> <p>「アキタノNAVI」は、県が主にインバウンド需要を取り込むために開発したアプリケーションであるが、多言語対応や施設情報の検索機能が不十分であるため、外国人にとって利便性が低い。</p> <p>「アキタノNAVI」は多言語対応とされているが、外国語の利用設定後に施設情報を検索しても、外国語変換されずに日本語で表示される情報がある。また、本来は必要な各施設における対応言語がほとんど記載されておらず、多言語対応として不十分である。</p> <p>「アキタノNAVI」は施設情報の検索機能があるが、検索結果の表示順は「現在地から近い順」又は「読み仮名順」の二通りのみである。一般的な情報検索サイトでは、検索結果を「ページビューの多い順」や「利用者のレビューに基づくおすすめ順」等で表示して利便性を高めており、検索機能として不十分である。</p> <p>これらの機能不備が、「アキタノNAVI」の利用が以下のとおり低調であることの一つの要因と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度における「アキタノNAVI」の外国人利用者数は、日本人を含む総利用者数の35.2%</li> <li>平成29年4月から12月までの間に県を訪問した外国人のうち、「アキタノNAVI」の利用者数は4.95%</li> </ul> <p>県は、インバウンド需要を取り込むために、外国人にとって「アキタノNAVI」の利便性を向上するように機能を見直すことに留意されたい。</p>	<p>(一部対応済、一部対応困難：観光振興課)</p> <p>各施設情報の多言語化は毎年進めており、令和2年度は約260件の多言語化を行い、全施設情報を多言語対応とした。</p> <p>機能面については、平成29年度のリリース以降、随時改修を進めてきており、改修内容については、必要性や優先度、コストを踏まえて判断してきた。令和2年度にはホーム画面のデザインを改修し、機能をわかりやすく表示させ、ユーザーの利便性を向上させた。一方で、検索結果を「ページビューの多い順」に表示する改修を検討したが、システム改修に多額の費用が必要となり、現状確保している予算内での対応が困難である。</p>

令和元年度包括外部監査（秋田県のスポーツ振興に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>2 県のスポーツ情勢</p> <p>(1) スポーツ振興計画</p> <p>②県のスポーツ振興計画</p> <p>【意見1】障害者スポーツ実施率等の実態把握・数値目標設定 (14頁・2頁)</p> <p>国は、第2期「スポーツ基本計画」において、スポーツ参画人口を拡大させ、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指すとしている。しかし、県は、障害者のスポーツ実施率について数値目標を設定していない。</p> <p>スポーツ庁は、「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について」（平成30年10月23日スポーツ庁政策課）において、障害者に係るスポーツ実施率に関する数値目標を設定している都道府県・市区町村は少数に止まっており、各地域の実情に応じた適切な対応の検討を求めている。また、県の第3期スポーツ推進計画においてもライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進として、県内スポーツ施設等における障害者の利用実態や実施可能種目等を調査することで障害者の利用促進を図るとしている。</p> <p>スポーツ基本計画では、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することを目指している。この趣旨に鑑みれば、障害者のスポーツ実施状況に係る実態を把握し、その実態に応じた施策の展開、数値目標の設定及び公表を検討されたい。</p> <p>3 県のスポーツ振興事業</p> <p>(3) スポーツ振興に係る県の事業の概要</p> <p>①ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進</p> <p>【意見3】スポーツ実施率向上のための効果的な施策の実施 (20頁・3頁)</p> <p>県は、週1回以上のスポーツ実施率について令和3年度（2021年度）に65%となることを目指して、各年度別の目標値を設定している。</p> <p>平成30年度の週1回以上スポーツ実施率の目標値は54.0%であるが、実績値は48.0%で止まっている。特に男性は30代から50代、女性は20代から40代が他の年代に比べてスポーツ実施率が低い傾向にある。</p> <p>ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツの機会及び場所の提供並びにスポーツ習慣の確立により、スポーツ実施率の向上を図られたい。</p>	<p>(検討中：障害福祉課)</p> <p>令和4年度から施行予定の第4期秋田県スポーツ推進計画に向けて、数値目標の設定の検討を進めている。</p> <p>県内の障害者スポーツ実施率について、国と同様の方法で調査し、実態を把握することは困難であるため、県内障害者スポーツ大会及び在宅障害者スポーツ教室の合計参加者数やアンケート調査による県内の障害者スポーツの関心度等、別の指標で数値目標を設定することを検討している。</p> <p>(対応中：スポーツ振興課)</p> <p>令和2年度から「スポーツ実施率向上を目指した運動機会拡充事業」として、①及び②を実施しているほか、③の事業により、スポーツ実施率の低い年代である20代～50代の実施率向上に取り組んでいる。</p> <p>①健康福祉部や全国健康保健協会と連携して、健康経営を考える事業所等に元氣アップ運動指導者を派遣し、職場での運動機会拡充を図っている。</p> <p>②県内トップスポーツチームと連携し、シーズン中のホームゲーム会場に講師を派遣して親子運動教室等を開催するとともに、各家庭における運動実践のための情報提供を行っている。</p> <p>③オフィスや親子で楽しくできる運動プログラムを作成し、ウェブサイトへの掲載やDVDを配付して、仕事や子育てに忙しい世代の運動実施率の向上を図った。</p>

**【意見4】スポーツ実施率の低い地域への対応**  
(20頁・3頁)

県は、第3期スポーツ推進計画において週1回以上のスポーツ実施率を令和3年度までに65%とすることを目指している。県が実施しているスポーツ実態調査によれば平成30年度の週1回以上のスポーツ実施率の平均値は48.0%であるが、地域別にみると男鹿市の女性が76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が20.8%、東成瀬村の女性が11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差がある状況となっている。

県は、スポーツ実施率の低い地域への対応として、県内の各地域で県庁出前講座、指導者派遣事業、元気アップ運動教室、元気アップ指導者紹介を行っているものの、スポーツ実施率の低い地域をターゲットにして事業を実施しているわけではない。

市町村別のスポーツ実施率に最大6倍の差が生じている状況に鑑み、県が行っているスポーツ実態調査の結果を分析し、各地域の実態に応じた対応を検討されたい。

#### 4 県有体育施設

##### (2) 施設に関する個別論点

###### ①指定管理料

**【意見7】燃料単価等の変動による指定管理料への反映**  
(74頁・4頁)

向浜スポーツゾーンの現指定管理期間の指定管理料は各年330,509千円であるが指定管理者の運営収支は平成28年度29,798千円、平成29年度31,895千円、平成30年度26,693千円と大きくプラスとなっている。この主な要因は以下の2点である。

県は向浜スポーツゾーンを構成する県立総合プール燃料費について施設の管理に要する経費として予定単価を92円/L、予定使用量を520,000Lとして年間で47,840千円と見込んでいた。しかしながら、実績単価は50円から72円の間で推移し、実績使用量も344,000Lから408,000Lの間で推移した。

すなわち、指定管理者は燃料費見合いとして県が算定し

###### ○オフィスでストレッチ

仕事の前後や休憩時間に椅子に座りながら気軽にできるストレッチを中心に、筋力トレーニングを加えた運動プログラム。

###### ○親子でエクササイズ

親子2人一組でコミュニケーションをとりながら一緒に楽しむことができる運動プログラム。

(令和3年度までに措置終了予定)

(対応中：スポーツ振興課)

令和2年度から「スポーツ実施率向上を目指した運動機会拡充事業」を実施しており、スポーツ実施率の低い市町村をターゲットに、実施率向上に向けた取り組みを行っている。

当該事業は、スポーツ実施率の低い市町村のスポーツ主管課及び総合型地域スポーツクラブと連携し、総合型地域スポーツクラブを活用した運動教室の開催に向けて、アドバイスや指導者の派遣などの支援を行い、地域での運動機会拡充を図っている。

令和2年度は、大館市、三種町、にかほ市、秋田市の総合型スポーツクラブに計10回指導者を派遣しており、三種町については、令和元年度の運動実施率39.8%が、令和2年度は57.3%と大幅に向上している。そのほかの市町村についても、秋田市を除き10%程度実施率が向上しており、事業の成果が現れている。

令和3年度以降も引き続き事業を継続して、実施率の低い市町村の運動機会拡充を図っていく。

(令和3年度までに措置終了予定)

(対応済み：総務課)

本県では、電気料や灯油代等の光熱水費の変動について、指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合を除き、諸物価の変動リスクとして指定管理者が負担すべきものとしており、平成26年度の電気料等の値上げによる指定管理料の変更は、歴史的な原油高騰による電気料の大幅値上げ等を踏まえ、施設毎に指定管理料の増額の要否を検討の上、増額が必要な施設において増額したものである。

上記を踏まえた検討の結果、施設毎に事業内容や収支構造が異なることから、あらかじめ一律の判断基準を設けることは困難

た予定単価、予定使用量に基づき年間で47,840千円の指定管理料を収入とする一方で、実績単価が予定単価を下回ったこと、実績使用量が予定使用量を下回ったことの2点により燃料費の実際の支出額は20,548千円から26,457千円にとどまり、プラスの収支差が27,291千円から21,382千円生じている。

指定管理者制度では、指定管理者が経営努力の発揮により管理に要する経費を縮減した場合、縮減額は指定管理者の利益になる。しかし燃料費の減少額のうち、実績単価が予定単価を下回ったプラスの単価差異については主に予定単価設定時と比較した原油安の影響であり、指定管理者の経営努力によるものではないと思われるが、県は指定管理料を減額しておらず、指定管理者の利益になっている。

県では、指定管理期間の価格変動リスクは、特別な事情が生じた場合を除き、指定管理者が負う制度設計となっているが、県は、前指定管理期間中の平成26年度に消費税率引上げのほか、電気料金値上げ分、灯油高騰分を理由として指定管理料を増額している。

県は、燃料単価等の増減により施設の管理に要する経費が増減した場合の指定管理料への反映の在り方について、検討されたい。

## ②施設利用

### 【意見10】 県有体育施設の予約方法 (84頁・6頁)

現状、県有体育施設のうち、県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。

他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口へ提出が必要となる。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。

予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。

施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。

### 【意見12】 県立総合プールの定期券区分 (93頁・8頁)

県立総合プールについては1日単位での利用、プール・コースの貸切利用のほかに、1年間有効の定期券による利用区分が設けられている。この定期券については競技者・スポーツクラブ・健康づくりそれぞれの目的により料金設定がなされている。

であり、他県も同様の取扱いであることから、現在の取扱いは変更しないこととした。

(検討中：スポーツ振興課)

インターネット予約の導入は、利用者の利便性向上だけでなく、省力化による施設の運営コストの削減にも資するものでなければならないと考えているが、インターネット予約を導入しても、現行のサービス水準の維持のためには、電話等による既存の予約方法を廃することは困難であり、施設運営の省力化には直ちにつながらないといった問題があることから、導入による効果やコスト等を考え合わせながら、インターネット予約の導入について検討する。

(対応済み：スポーツ振興課)

令和2年度末に、「スポーツに関する施設の管理に関する規則」の改正を行い、「スポーツクラブ定期券」を廃止し、定期券購入を希望する一般利用者が購入できる「普通利用者定期券」を新設した。



競技者	秋田県水泳連盟が指定する指導者、強化選手が使用できる
スポーツクラブ	スポーツクラブとして知事が認めたクラブの会員が使用できる
健康づくり	土・日・休日を除く午前10時から午後4時までに限って使用できる

スポーツクラブ定期券は、知事が認めたプールを拠点として活動するスポーツクラブの会員が使用できるが、クラブ会員でない者でも、定期券購入時に県立総合プールの窓口で「アクアティックススポーツクラブ」の会員申込書に記入を行えば誰でもスポーツクラブ定期券を購入できる。

アクアティックススポーツクラブは、県立総合プールのオープン直後の平成14年にプールの利用促進を図るために設立されたが、平成21年以降、当該スポーツクラブは活動休止状態とのことである。

県立総合プールの定期券の利用区分に、いわゆる「一般利用」の区分が設定されていないため、実務上、このような運用となっていると考えられる。

県は、定期券購入を希望する一般利用者に対し、活動実態が認められないスポーツクラブへの形式上の加入手続きを経て定期券を発行する実務運用を改めるよう制度を見直されたい。

**【指摘事項4】 不正確な内容の物品無償貸付契約  
(99頁・11頁)**

指定管理の業務に必要な備品等は、県が用意し、指定管理期間開始時に指定管理者と締結する物品無償貸付契約等に基づき貸し付けをする（指定管理者制度の運用に係るガイドライン）こととなっているが、平成28年度から令和2年度までの指定管理期間開始時に締結した物品無償貸付契約における貸付備品の内容と、実際に貸し付けた備品の内容に相違が生じていた。

具体的には、県立新屋運動広場及び県立田沢湖スポーツセンターにおける次項の備品について、実際には指定管理者に貸し付けていたにもかかわらず、物品無償貸付契約には含まれていなかった。

(対応済み：スポーツ振興課)

指定管理期間が昨年度で満了を迎えた8施設について、令和2年度に現物確認を行った上で適正な内容の備品一覧を作成し、令和2年度末に、令和3年度以降の指定管理期間に係る物品無償貸付契約を締結した。

また、指定管理期間が異なる武道館についても他の施設と同様に備品一覧を作成し、令和2年度末に変更契約を締結した。

表 4-2-37 物品無償貸付契約に含まれていなかった備品

品名	規格・品質	物品無償貸付 契約書	借受備品 台帳 <sup>16</sup>
県立新屋運動広場			
サッカー用ゴールポスト	S-0121	-	1組
サッカーゴールネット	B-3773	-	1組
県立田沢湖スポーツセンター			
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
消臭抗菌マット	F-180-OR 900×5300	-	2枚
防塵マット	MR-027-180 1000× 4850	-	1枚
防塵マット	600×2200	-	1枚
ブラインド	ソーラーVN NB グラ ス W2500×H1900	-	1枚
CDプレーヤー	DENON RC-1176	-	1台
CDプレーヤー	コイズミ CD ラジカセ	-	1台
草刈り機械	1500T	-	1台
ソファ（四角）	CN-141B-D20N 四角	-	3台
ファールライト	モルテン	-	1本
バレーボールネット	NET TN 33-8041	-	3張
卓球台	WING DX	-	3台
卓球台	ROOKIE	-	5台
卓球台	天板と足が分離	-	1台
長テーブル	FSA30M	-	85台
食堂用椅子	698-94	-	245脚
折りたたみパイプ椅子	-	-	84脚

上記の表のうち、県立新屋運動広場の貸付備品等は、平成23年度から平成27年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約に、別途変更契約を締結して追加で貸し付けた備品であったが、平成28年度から令和2年度までの指定管理期間開始時に締結された物品無償貸付契約では、現物確認をせず、上記変更契約も加味されなかったため、当該契約の対象となる貸付備品等には含まれていなかった。

また、県立田沢湖スポーツセンターの貸付備品等は、平成28年度から令和2年度までの指定管理期間開始時よりも前に、県から指定管理者に貸し付けていた備品であったが、過去より物品無償貸付契約には含まれておらず、その原因は不明であった。

指定管理者に貸し付けている備品に関して、物品無償貸付契約に含まれていない場合、備品管理責任の帰属が不明確となってしまうため、指定管理期間開始時に指定管理者と物品無償貸付契約を締結する際には、現物確認等を実施して契約内容に誤りがないことを確認する必要がある。

**【指摘事項6】 備品所有者の明示**  
(102頁・14頁)

県は、備品を受け入れたときは、当該備品に記号及び番号を表示しておかなければならない(財務規則第363条)が、物品無償貸付契約にて指定管理者に貸し付けている備品では、シール等によって記号及び番号を表示していなかった。

指定管理者が管理している備品には、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品と、指定管理者

(対応済み：スポーツ振興課)

令和3年3月から7月までの間に、指定管理施設9施設に係る無償貸付物品について各物品の分類番号を記載したシールを作成するとともに、これを当該物品に貼付することにより、全ての無償貸付物品について県有物品である旨の表示を実施した。

自ら購入し管理している指定管理者所有の備品があるが、物品無償貸付契約により県から借り受けている県所有の備品においてもシール等によって記号及び番号を表示していない場合、備品の所有者が不明となり、物品無償貸付契約の解除等により県に返却する借受備品が不明となってしまう。また、県から借り受けた備品等の購入及び廃棄等の異動について定期的に県に報告しなければならない（管理業務仕様書10（3））が、県所有の備品なのか不明な場合、当該県への報告もすることができない。

したがって、県は、物品無償貸付契約により指定管理者へ貸し付けている備品に関しても、備品の所有者を明確にするため、シール等によって記号及び番号を表示する必要がある。

#### ⑤指定管理業務のモニタリング評価

##### 【指摘事項7】指定管理業務のモニタリング評価 (110頁・15頁)

県は、指定管理者が行った業務のモニタリング評価を平成23年度から実施している。具体的には、4つの観点から指定管理者が1次評価を、県の施設所管課が2次評価を行った上で、その結果に基づき総合評価を行っている。

4つの評価の観点のうち、「管理運営体制の状況」と「サービス向上に向けた取組の実施状況」については、「管理運営状況等評価表」のそれぞれ10個の評価項目ごとに採点し、平均値を予め定めた基準により3段階評価を行う。施設所管課は、10個の評価項目の評価を指定管理者へのヒアリングで作成している。しかし評価項目のうち、少なくとも以下の評価には現場視察が必要と考えられる。

##### (観点Ⅲ) 管理運営体制の状況

- ・評価項目④二つ目 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。
- ・評価項目⑤一つ目 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。
- ・評価項目⑩一つ目 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。

##### (観点Ⅳ) サービス向上に向けた取組の実施状況

- ・評価項目③一つ目 料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。
- ・評価項目④一つ目 全職員が名札を着用し適切な服装をしている。

このうち、指摘事項2（財務規則で定めた書類が作成されていない）で記載した各施設、指摘事項5（備品台帳と現数が合わない）で記載した県立スケート場や県立田沢湖スポーツセンターでは、関連する評価項目は、×と評価され満点評価にならないと考えられる。

県は、指定管理者が行った業務を評価するには現場視察を義務付けるなどルールを定め、運用することを検討されたい。

#### 【意見16】県立向浜運動広場テニスコートの利活用

(対応済み：総務課)

指定管理者制度導入施設の評価については、令和3年3月に「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」を改正し、2次評価の際に、原則として、ヒアリング及び実地調査を行うこととした。

(検討中：スポーツ振興課)

(113頁・16頁)

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート9面で構成され、冬季を除いた約7か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近3年間の稼働率を試算すると、平成28年度は8.6%と低水準となっており、平成29年度は3.9%、平成30年度は4.7%と半減している。半減の要因は、平成29年度の8月～11月において近接する県立野球場のLED化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等による。また、平成24年の暴風の影響により9面のうち、2面が使用できない状況が続いている。

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成30年度においても9面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず2面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

#### ⑦無償貸付3施設

【意見17】無償貸付3施設の民間等への譲渡の推進  
(116頁・17頁)

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設については、県が事業主体となり20年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。したがって、施設の管理運営に関しては各自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の修繕コストを県は負担している。

これらの3施設については県の第4期行財政改革推進プログラム(平成20～22年度)において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(更新日：平成31年3月29日)においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの3施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将

テニスコートの表面が相当傷んでおり、これを改修して標準的な人工芝のコートに改修するとなれば多額の経費がかかると見込まれることから、全面的な改修は困難である。しかし、小規模な改修により需要に合った施設として整備することも考えられることから、改修費や改修した場合の需要等を踏まえ、施設の今後のあり方を検討する。

(対応予定：スポーツ振興課)

無償貸付を行っている3施設については、平成28年度～令和7年度を対象期間とする県の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において期間内における施設の在り方が示されており、いずれも「耐用年数を迎える設備機器類を修繕・更新し、存続とする。」としており、現在規模での存続を予定している。令和8年度以降の施設の在り方については、現在の計画終了時に改めて検討する。

来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田市の30年後の人口減少率（28.5％）に比べて、3施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約50％となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

## 令和2年度包括外部監査（情報システムに関する事務の執行について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>第4章 ITガバナンス全般における事務の態勢に関する指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>7 ITガバナンス全般の監査結果について</p> <p>【指摘事項1】情報システムのデータベース化における網羅性・正確性について            （63頁・3頁）            （事実）</p> <p>調達原課は、IT調達に係る情報を、庁内イントラネットを通じて情報企画課のIT調達支援ページのデータベースに登録する運用となっているが、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム（85ページ）について当該データベースを確認したところ、登録されるべき資料の欠落や適時の連絡がないまま放置されているケースが散見された。</p> <p>（所見）</p> <p>秋田県情報システム調達マニュアルは、「他のシステムへ横展開するために、各々のIT調達で得られた知識とノウハウを常に蓄積することが重要である。具体的には、調達原課はIT調達の各フェーズにおいて、調達情報を情報企画課へ送付するものとする。」「情報企画課は、（中略）IT調達情報を蓄積して全庁の情報共有を図る。」と規定しており、県では当該データベースを情報システム台帳と位置付けて活用している。</p> <p>しかし、当該データベースに登録されるべき調達情報の網羅性・適時性が確保されなければ、上記のマニュアルの趣旨が達成できず、情報システム台帳としても十分な機能を果たせないことになる。</p> <p>情報システム台帳としての当該データベースは、ITガバナンスの適切な執行やシステムに関するノウハウの蓄積に有効に活用されるべきであるから、データベース内の情報の網羅性を再確認し、あるべき資料や連絡の記録が欠落しているものがある場合はこれらを補完・整理するとともに、今後は定期的なデータの棚卸を実施して、網羅性を確保するようにされたい。</p>	<p>（対応中：デジタル政策推進課）</p> <p>システム調達担当者に対して説明会を開催し、情報システムに関する各種情報の登録タイミングを説明した。</p> <p>定期的な状況監視については、実施方法を含めて検討を行っている。また、登録が必要な情報を精査し、秋田県情報システム調達マニュアルの改正と併せて情報システム台帳を整備する。</p> <p>（令和3年度中に対応予定）</p>

【指摘事項 2】情報企画課が所管するシステムの調達手続に対する審査について

(63頁・3頁)

(事実)

庁内における I T 調達に関しては「秋田県情報システム調達マニュアル」に従い調達方針の明確化・調達プロセスの標準化・調達のルール化が図られており、調達においては調達原課が「I T 調達計画書」を作成し情報企画課と協議を行い、情報企画課が審査結果として「I T 調達事前審査調書」を提示することとなっている。

この場合、情報企画課（情報基盤・システム管理班）が調達原課となる案件については調達計画の協議・審査も情報企画課（調整・デジタルガバメント推進班）で行うこととなる。

この点、個別システムの監査におけるヒアリングでは、事前審査又は調達事務の関門検査において提出を要することとされている資料のデータベースへの提出がなく、その理由として同じ情報企画課であることから提出が省略されているとの回答が散見されており、マニュアルの運用が形骸化しているようにも見受けられる。

(所見)

情報企画課では、自己審査にならないよう情報企画課内の別班が審査担当となるように運用を行っているが、事前審査や関門検査の体制については特に例外規定は設けられていない。客観性を確保するために審査等の対応に係るルールを明確にし、マニュアルの適切な運用を行うことを検討されたい。

【指摘事項 3】情報セキュリティ実施手順について

(64頁・4頁)

(事実)

情報セキュリティ対策基本方針においては、「情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する」と規定されている。

しかし、現状、上記の情報セキュリティ実施手順は未だ策定されていない。

(所見)

情報セキュリティ対策基本方針において想定されている情報セキュリティ実施手順は、情報システムとそれが取り扱う情報を管理すべき所管部署において、本基本方針を適正に遵守するために、個々のシステムにおける特質を踏まえて各所管部署の管理体制を整備し、一定水準以上の運用を担保することで全庁の情報セキュリティレベルを標準化・均質化することを企図しているものと解される。

しかし、これらが明確になっていないまま、各所管部署の裁量で情報セキュリティ対策が行われると、一定水準以上の運用が必ずしも担保されないことになるとともに、逆に対策基準が一律に各システムに適用されることで、個々のシステムにおける特質が考慮されず事務が非効率となるリスクも想定される。

早期に手順書のひな型を策定するとともに、自己点検や内部監査を踏まえ各所管部署の実情を把握して、個人情報

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和 3 年度から調達担当者以外の者が I T 調達事前審査を行い、必要な資料を秋田県情報システム調達マニュアルに則り作成する運用を確実に行うこととしている。

(対応中：デジタル政策推進課)

秋田県情報セキュリティポリシーの改正後、順次、情報セキュリティ実施手順を策定することとして準備を進めている。

(令和 3 年度中に対応予定)

を取り扱う部署など高いセキュリティレベルが要求される  
ところから順次導入できるよう指導されたい。

【指摘事項4】情報資産の台帳管理について

(65頁・5頁)

(事実)

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、以下のとおり、  
情報資産を分類基準ごとに整理して台帳管理しなければなら  
ないとされている。

(2) 情報資産の管理

①管理責任

(ア) 情報セキュリティ管理者は、その所管する情報資産につ  
いて管理責任を有する。

(イ) 情報セキュリティ管理者は、所管する情報資産について、  
台帳により管理しなければならない。

(以下略)

(出典：秋田県情報セキュリティ対策基準)

しかし、今般の包括外部監査において、情報システム所  
管部署に対し、情報セキュリティポリシーの運用状況に関  
するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施した結  
果、情報管理台帳を作成していないと回答した割合が75%  
となっており、台帳管理が進んでいない状況にあると推察  
される。

(所見)

全ての情報システム所管部署は、秋田県情報セキュリ  
ティ対策基準に準拠した情報資産の識別と整理を行い、台  
帳管理を実施する必要がある。

情報資産の台帳による管理の必要性・有用性は、一般的  
に以下のように説明される。

・情報資産の管理にあたっては、情報システム所管部署  
においてどのような情報が取り扱われているか網羅的  
に識別し、かつ当該情報の所在を明らかにすることで、  
セキュリティ対策の漏れが防止できる。

・情報資産を、機密性（漏えいした場合のリスク）、完全  
性（改ざんされた場合のリスク）及び可用性（紛失等  
により利用不能となった場合のリスク）の3つの観点  
から、そのレベルの高低によって分類し、リスクのレ  
ベルに合った管理の方法を適用することで、過度に事  
務負担を強いることなく効率的な管理を行うことがで  
きる。

自己点検結果のレビューや情報セキュリティ監査を通じ  
て網羅的に状況を把握の上、庁内の情報資産がそのリス  
クに応じた適切な方法で分類され管理されるように指導を徹  
底されたい。

【指摘事項5】外部委託事業者に対する情報セキュリティ  
監査について

(66頁・6頁)

(事実)

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、「外部委託  
事業者」に委託している場合、情報セキュリティ監査統括責  
任者は外部委託事業者から下請けとして受託している事業  
者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守について監

(対応中：デジタル政策推進課)

デジタル政策推進課において情報資産台  
帳を作成し、情報資産を所管する各課室等  
と共有する。

(令和3年度中に対応予定)

(対応中：デジタル政策推進課)

秋田県情報セキュリティポリシー（情報  
セキュリティ対策基準）の改正後、情報セ  
キュリティ監査の実施計画を策定すること  
としている。

外部委託事業者に対する情報セキュリ  
ティ監査については、令和4年度の契約に  
反映できるよう準備を進める。

査を定期的に又は必要に応じて行わなければならない。」とされているが、本監査実施時点で、監査の実施計画が策定されていない。

(所見)

外部委託事業者に対し、今後契約締結する際の契約書の条項の見直し（県による監査、検査の実施の追加等）を行ったうえで、情報セキュリティポリシーの遵守に関する監査の実施方針（監査の対象・実施時期・方法等）を検討のうえ、情報セキュリティ監査実施要綱の見直しと監査実施計画の策定を検討されたい。

【指摘事項6】情報セキュリティの自己点検の実施状況について

(66頁・6頁)

(事実)

秋田県情報セキュリティ対策基準では、「情報システム管理者は、情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施しなければならない。」とされているが、令和元年度の情報セキュリティ監査の結果を見ると、情報システム所管部署での自己点検が実施されていないケースが散見された。

(所見)

秋田県情報セキュリティ対策基準に準拠し、定期的な自己点検を確実に実施されたい。

【指摘事項7】ICT-BCPにおける訓練計画について

(66頁・6頁)

(事実)

「ICTに関する業務継続計画（BCP）」では、以下のとおりの訓練計画が策定されているが、当該訓練が実施されていない。

- ・机上訓練
- ・緊急連絡・安否確認訓練
- ・システム復旧訓練
- ・初動訓練

(所見)

原則として、計画された定期的な訓練は確実に実施されたい。

【意見1】県のICT活用への取組における数値目標の実績評価について

(67頁・7頁)

(事実)

秋田ICT基本計画2019では、その1期前の計画である「あきたICT基本戦略2015」における実施状況として、「携帯電話エリア世帯カバー率」、「インターネット利用率の割合」並びに「ICTを用いた地域活性化事業の実施」の目標値について実績との比較分析を行っている。

(検討中：デジタル政策推進課)

現在、秋田県情報セキュリティ対策基準の見直しを進めており、見直し後、全情報システム所管部署で自己点検ができるような仕組みを検討する。

(対応中：デジタル政策推進課)

ICT-BCPの訓練計画を策定し、災害発生時を想定した机上訓練から順次実施していく。

(令和3年度中に対応予定)

(対応中：デジタル政策推進課)

秋田ICT基本計画2019では、計画期間中、毎年度実績値を測定するなど進捗管理しているほか、「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」に進捗状況を報告し、その意見を参考に事業を進めることとしている。

なお、秋田ICT基本計画2019は、1年前倒しして令和4年度から秋田県DX推進計画に移行予定である。



「あきたICT基本戦略2015」の目標値と実績値(平成29年度)

施策項目	平成26年度	平成30年度	平成29年度
	実績値	目標値	実績値
携帯電話エリア世帯カバー率 *1	99.9%	100%	99.9%
インターネット利用率の割合 *2	74.1%	85%	71.5%
ICTを用いた地域活性化事業の実施	0件	1件	2件

\*1 総務省ホームページ 携帯電話等エリア整備事業 事業の実施状況 不感地域の状況(平成29年度末)  
<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/fees/purpose/keitai/001.pdf>

\*2 「平成29年通信利用動向調査ポイント」  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

(出典：秋田 I C T 基本計画2019)

しかし、あきた I C T 基本戦略2015では、1 期前の「あきた I C T 基本戦略2006」の実施状況について、比較分析を行った結果が記載されておらず、また、設定した目標値について、その設定した理由や実現するための方法が具体的に記載されていなかった。

一方、今般の秋田 I C T 基本計画2019においては、個々の計画に対して、より具体的な説明や方策が記載されており、この点は前回から改良が見られ評価できる。

(所見)

計画の推進にあたっては、いわゆる P D C A サイクルを実施することによって、その実施結果を次の目標に結び付けていく必要がある。

秋田 I C T 基本計画2019の推進にあたっては、計画期間中、毎年度実績値を測定して、計画最終年度の目標値に対する進捗状況を評価の上、想定より進捗が遅い項目についてはその原因を分析し、有効な対策を講じるといったサイクルを繰り返すことで、次期計画の策定、推進へと結び付けていくことが望ましい。

【意見2】 I C T 以外の要素が混在している数値目標の評価について

(68頁・8頁)

(事実)

秋田 I C T 基本計画2019において設定されている数値目標の中には、必ずしも I C T と直接関係のない要因を含んだ数値を目標としているケースが散見される。

例えば、「6-2 地域産業の活性化」の数値目標である「製造品出荷額等」「製造品付加価値額」「主要園芸品目の系統販売額」「米の生産費」「素材生産量」等は、確かに I C T の有効活用によって生産効率が上がったり、コストダウンが見込まれたりすることは理解できるが、金額的な増減が全て I C T によって直接もたらされるものではなく、非 I C T 的な要因も含んだ複合的な理由によるものであるのは自明である。

(所見)

県の I C T 政策の計画として活用するうえで、これらの非 I C T 的な要因も含んだ項目については、実績値の測定、施策の進捗状況の把握、実績内容の精査、未達の場合の原因分析とフォローアップ等の際して、 I C T の利活用が貢献した部分とそれ以外の部分に分けたうえで評価することが望ましい。

【意見3】 テレワークの環境整備について

(68頁・8頁)

(検討中：デジタル政策推進課)

I C T は経済活動のあらゆる分野の様々な業務に取り込まれているため、 I C T の要因のみを抽出して数値化することは、特に調査対象が多いほど困難と考えるが、 I C T のみの効果を測定する方法について検討していく。

(対応中：人事課)

テレワーク (在宅勤務) の環境整備及び

(事実)

県の「新行財政改革大綱（第3期）」では、「5 情報通信技術（ICT）の活用」において、「テレワークやモバイルワークの環境整備」を行うこととしており、当該環境整備の進捗状況を定性評価することとしているが（※）、ICTの利活用計画と位置付けられる「秋田ICT基本計画2019」では、上記項目については特に触れられていない。

また、テレワークの環境整備に関する実績については、24ページに記載のとおりとなっているが、県庁におけるテレワークの実施そのものが未だ進んでいない状況にある。現状、県庁においてテレワークを本格的に実現するためには、例えば以下のような課題が解決される必要があると考えられる。

- ・情報セキュリティ対策
- ・押印による決裁の見直し
- ・書面主義の見直し

（※）当面、知事部局の職員に係る業務をその対象として想定しており、教育庁（学校）や県警（警察署）はその対象に含まれていない。

(所見)

テレワークは、ICTを利用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、今般の働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策の影響等から、社会的な流れとして、導入・推進は避けて通れない動きになっている。

とは言え、テレワークを本格的に実現するためには、現状、ICTの導入はもちろんのこと、押印主義、書面主義の見直し等、県庁における業務のあり方自体の検討を含めた取組みを行う必要がある。

これらを踏まえ、テレワークの環境整備を行うに当たっては、テレワーク用の機器やシステムの導入に留まらず、オフィスにおいて業務を実施した場合と同程度の効率性をいかに確保するかの観点も取り入れた施策を検討、実行することが望ましい。

【意見4】 ICTに関する統括主管部署の体制強化について

(69頁・9頁)

(事実)

県におけるICT政策の統括的な業務主管部署は情報企画課であると考えられるが、その機能面をとらえると、現状、庁内の情報システム調達・維持管理を行う部局に対する調整機能が主であり、ガバナンス上の強い権限・機能が明確に規定されているとは言い難い。

特に、情報の網羅的集約機能、内部けん制機能、事後的評価機能が明確に定められておらず、実務上は運用面で一定程度カバーされているとはいえ、ガバナンスの観点から以下のようなリスクが見て取れる。

- ・情報システム台帳の適時更新に関する網羅的な情報集約が担保される仕組みがなく、調達原課からの積極的な情報提供がなければ、調達情報やシステムの稼働・運用情報が適時に把握されないリスクがある。
- ・システム調達に関する事前の審査が「助言・支援」という位置づけであることから、調達原課からの積

その実施について、今年度は、本県版のテレワーク制度導入に向けた課題検証を目的として、順次、対象者数を拡大しながら、庁内における「テレワーク実証実験」を継続中である。

本実証に当たっては、希望職員による応募型のテレワーク実施のほか、所属独自のシステムを多く抱える技術系部署や出納局などを対象に所属依頼型のテレワークを併せて予定する。

参加者及び参加所属からのアンケートなどを踏まえ、本格導入に向けた課題を明確にするとともに、必要なライセンス数や機器設備なども検証し、令和4年度の当初予算への予算計上を目指すこととしている。

昨年度の所見のとおり、テレワークの本格的導入に当たっては、県庁における業務のあり方検討を含めた取組が必要であり、災害発生時等の業務継続、決裁電子化及び情報セキュリティ対策などを所管する関係各課とも十分に情報を共有した上で、本県版のテレワーク制度を構築する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

行政手続き等のデジタル化をより強力に推進するため、組織機能の強化を図り、「情報企画課」を令和3年度から「デジタル政策推進課」に改めた。

特に、情報システム調達審査や情報セキュリティ対策を確実に実施するため、調整・デジタルガバメント推進班を調整・デジタルトランスフォーメーション推進班とデジタルガバメント推進班に分離したほか、課長級のデジタルガバメント推進監を配置し、体制の強化を行った。

極的な協力や支援依頼がなければ十分な第三者チェックにつながらずに不適切な事務の発生を防止・発見できないリスクがある。

- ・システム調達事務の事後評価について、具体的な手法や体制等の整備が進んでおらず、不適切な事務の事後的な発見・是正や、過去の履歴や後進の参考となるようなベストプラクティスの蓄積が十分行えないリスクがある。

しかし、上記のような機能に加え、さらに情報セキュリティに関する内部監査等を担うとなると、現在の情報企画課の人員は十分であるとは言えず、現状の体制ではおのずと限界があるように思われる。

(所見)

今後、更なるデジタルガバメントの推進が図られるにあたって、それに対応した全庁的なICT部署の組織体制の見直しが図られることになると予想される。その際は、上記のリスクを低減するために、各部署で行われているICTに関連する活動の一元的な把握と秋田県情報システム調達マニュアルに沿った適切な運用管理を可能にするとともに、併せて情報セキュリティに関する内部監査を担えるような部署として、ガバナンスの観点から組織体制を強化することを含めた検討を行うことが望ましい。

**【意見5】** 情報企画課における情報把握の網羅性について  
(70頁・10頁)

(事実)

庁内の情報システムについて、現状、情報企画課が把握できる情報は、IT調達支援ページでの審査資料等の登録によるものが主であり、IT調達審査を受ける側からの適時の連絡等がなければ、IT調達やシステムの稼働・運用情報の事実が網羅的に把握できないリスクがある。

また、県では上記のIT調達支援ページによって収集した情報のデータベースをもって情報システム台帳としているが、これにより情報システム台帳としての情報の網羅性・適時性が担保されないリスクにもつながることになる。

(所見)

現状では、IT調達予算要求における業務の流れを利用して情報を収集するという運用に立脚しており、情報の網羅性・適時性を担保する仕組みが整備されていないことから、まずは、情報企画課又は今後組織の見直しがある場合は見直し後のICT統括部署を、庁内システムの調達及び利用状況の一元管理部署として明確化し、適切な権限を付与することで情報の網羅性・適時性が担保される仕組みを構築することが望ましい。

また、情報セキュリティに関する内部監査の実施時等において、監査対象となったシステム所管部署と協力して当該部署のシステムの状況を棚卸するなど、事後的に重要な情報漏れを発見是正する運用を検討することが望ましい。

**【意見6】** IT調達コストの審査について  
(71頁・11頁)

(事実)

IT調達においては、調達原課は調達計画の総括資料で

(対応中：デジタル政策推進課)

情報システムについて、各部署に対し照会し、一覧表の精査を実施した。今後、維持管理自己点検のタイミング等で、情報を最新化する仕組みを構築し、具体的な取組を実施することとしている。

(令和3年度中に対応予定)

(対応中：デジタル政策推進課)

デジタル化を伴う事業全体の評価も組み合わせた形でIT調達事前審査を行うこととし、秋田県情報システム調達マニュアルの

ある「IT調達計画書」を情報企画課に提出し、情報企画課では、当該IT調達計画書の審査にあたって、調達コストの積算根拠等について事前の資料閲覧やヒアリングを行っている。そして、情報企画課は、調達原課に対し審査結果として「IT調達事前審査調書」を提示し、調達原課は当該審査調書を財政課への予算要求時の添付資料としている。

今般、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム（85ページ）について、IT調達事前審査調書とその関連資料を閲覧したところ、情報企画課では、見積額の妥当性についての技術的コスト（IT技術者の単価や工数等）は審査の対象としているが、技術的コスト以外のコスト（WEBコンテンツ作成のための取材費用やプロモーション費用等）を審査対象外としており、かかるコストについては第三者による検証が特段行われていない形になっている。

（所見）

上記の理由については、審査における情報企画課の役割が「技術的な観点」（秋田県情報システム調達マニュアル）からの確認にあるとされていることや、調達原課において複数業者からの概算見積書の比較検討等により妥当性の検討を行っていることによるものと考えられる。

しかし、この場合、審査上、結果的に調達原課での検討結果に対して第三者チェックが適用されない領域が生じることになる。一般的に、財政課はICTの知見不足から情報システムのコストの妥当性の検証は困難であると考えられるため、形式的な見積書の入手と技術的な観点さえクリアすれば比較的容易に予算の執行が認められるリスクがある。

IT調達の形が多様化している昨今、調達コストにおけるコンテンツや種々のサービスが占める領域は拡大することが予想され、これらについても第三者によるチェック機能が必要であると考えられることから、少なくとも非技術的コストの金額的重要性が高いケースについては、審査において対象外とせず、調達原課に対し、発注者の説明責任としてコスト見積額に関する厳密な説明を求めるなど、これらの領域に対応した審査のあり方を検討することが望ましい。

【意見7】情報セキュリティ対策方針等の更新について  
（72頁・12頁）

（事実）

総務省は、昨今の地方自治体における重大インシデントを受けて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂等に係る検討会」を立ち上げ、令和2年5月に自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイントを取りまとめた。

これによると、従来の「三層の対策」の考え方に基づく地方自治体の情報セキュリティ対策強化によって、インシデント数の大幅な減少が実現されたものの、一方では自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下や、システム調達・運用における環境変化（自前調達からサービス利用方式へ、行政手続の電子化、働き方改革等）、

改正を行うこととしている。

（令和3年度中に対応予定）

（対応中：デジタル政策推進課）

県の情報セキュリティポリシーである「秋田県情報セキュリティ対策基本方針」及び「秋田県情報セキュリティ対策基準」については、国のガイドラインを参考に改正準備を進めている。

（令和3年度中に対応予定）

サイバー攻撃の増加・サイバー犯罪手口の巧妙化等の課題が識別されていることから、従来の考え方を踏襲しつつもさらに効率性・利便性を向上させた新時代の情報セキュリティ対策の必要性が認識されることとなった。

そこで、検討会においては、上記の必要性を踏まえ、昨今の自治体における重大インシデント（リース満了により返却したハードディスクの盗難による情報流出など）等への具体的対策を織り込んだ「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を進めることとしている。

（所見）

県の情報セキュリティポリシーである「秋田県情報セキュリティ対策基本方針」及び「秋田県情報セキュリティ対策基準」は、従来の情報セキュリティポリシーの考え方を基礎として策定されている。

昨今のICTを取り巻く環境変化の流れを踏まえた情報セキュリティ対策のアップデートが必要な時期が来ていると考えられることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂に合わせて、適宜、県の情報セキュリティ対策基本方針等の見直しを行うことが望ましい。

【意見8】システム維持管理における随意契約比率の高さについて

（73頁・13頁）

（事実）

今般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、IT調達の状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施した結果、システムの維持管理に関する外部委託事業者との契約形態において、単独随意契約の比率が85%と高い状況にあることが確認された。

詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム（85ページ）について追加でヒアリング及び資料閲覧を実施したところ、単独随意契約とした理由としては、①システム開発業者自ら若しくは当該業者のグループ企業がシステムの維持管理を行うことで、システムに関する業務内容を熟知した信頼性の高いサービスが継続的に期待できる、②システムのプログラムコードにおける著作権等の排他的権利関係が存在し別業者への切り替えが困難である、③別業者へ切り替えた場合に追加コストの発生が見込まれるため非効率である、などが挙げられた。

上記より、この場合の単独随意契約は、例外的に随意契約が許容されるケース（地方自治法施行令第167条の2第1項）に該当するものと整理されている。

県の事務においては、随意契約による予算執行にあたっては、調達原課は支出負担行為何に「随意契約理由書」を添付し、秋田県財務規則の規定に基づき財政課への合議を行っている。これは予算の執行にあたり必須の手続となるものであるが、当該理由書には随意契約とした根拠（地方自治法施行令第167条の2第1項の各号いずれかに該当する旨）が簡潔に記載されているのみであり、当該判断の検討過程までは必ずしも明確にされているわけではない。

他方、「秋田県情報システム調達マニュアル」では、単

（検討中：デジタル政策推進課）

単独随意契約による更新が予定されている情報システムについて、システム維持管理自己点検の実施時に、その妥当性を確認する仕組みを構築できないか検討を行っていく。

独随意契約にあたっては、「適用する場合は、単独随意契約の理由を明確にする必要がある。調達額を見積時に詳細まで積算し、価格の妥当性と見積根拠を、発注者責任で明確に示す必要がある。」とし、「透明性・公平性を高めるために、複数の業者が参入する余地がある場合は、単独随意契約を行わない。既存システムのカスタマイズ等で単独随意契約を行っている場合も、更新時に競争の適用が出来ないか見直しを行うこと。」としており、発注者に明確な説明責任を求めている。

(所見)

県では当初開発段階でプロポーザルを実施しているケースが多く、その場合、一般的には開発後のライフサイクルコストをある程度踏まえて検討することになるので、コストの最適化の点からは、維持管理も含めて外部委託事業者を選定することの合理性がないとは言えない。

しかし、自治体である以上、調達取引は機会均等の考え方に基づく公開競争が原則であり、取引の公平性・透明性をできる限り確保すべきことは論を待たないと思われる。特に数度の改修を経て長期間にわたり同一の外部委託事業者（グループ事業者含む）との契約関係が実質的に自動継続するケースでは、それを当たり前とせず、原則に立ち返って、適宜の再検討とその結果の明確な説明を行うことが重要になると考える。

外部委託事業者との維持管理契約において単独随意契約による更新が想定される場合のIT調達審査では、経済的合理性だけでなく、社会状況の変化により競争の適用可能性が生じていないかまで含めた検討が行われているかについて情報企画課と調達原課で協議を行って、その結果を審査記録に残すようにすることが望ましい。

#### 【意見9】IT調達に伴う業務改善の実績について

(74頁・14頁)

(事実)

一般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、IT調達の状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施した結果、システムの導入にあたって事前のBPR（業務の現状分析、業務フローの見直し等）を実施したと回答した割合が8%と極めて低い結果となっている。

行財政改革大綱や秋田県情報システム調達指針においては、IT化による業務の効率化を旗印に掲げており、ここでいう「効率化」には、IT導入コストの低減だけでなく、対象業務の見える化・標準化・業務手順の簡素化等による業務効率の改善効果まで含まれるものと解される。

また、秋田県情報システム調達マニュアルにおいては、以下のように業務の現状分析・改善を実施することとされている。

IT調達事業の初期検討にあたっては、調達指針3、4に則り、まず対象となる業務の現状分析・改善を行い、対象業務のあるべき姿を明確にする。

業務の現状分析・改善を、次の3つの視点で行う

- (1) 対象業務を可視化することで、IT化の検討対象を明確にし、検討漏れ等を防止する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

デジタル化関連事業の計画段階から評価を実施し、単純なシステム導入だけでなく、改善すべき内容を提示するような運用に令和3年度に見直しを実施した。

- (2) IT化の前に対象業務の重複や無駄を無くす。  
(3) 業務をIT化に適した形に変えるなどシンプルにすることで、IT導入コストの削減をはかる。  
業務分析・改善により対象業務そのものを効率化させ、ITの投資対効果をあげることが出来る。

(出典：秋田県情報システム調達マニュアル)

しかし、実際の調達事務の結果をサンプルベースで見ると限りでは、この工程において検討結果が文書記録として十分残っていないこともあり、どの程度の改善検討が行われたのかが十分見えてこない。

その理由としては、以下のようなものが考えられる。

- ・近年の情報システムの調達事例の多くがシステムの更新・リプレースによるものであり、既存のシステムにおける業務のプロセスのまま稼働することを前提としているため、この場合そもそも業務の見直し余地が少ない。
- ・秋田県情報システム調達マニュアルにおいて業務の現状分析と改善検討を行うこととしているものの、本マニュアル上で作業アウトプットとして明示されている「IT化検討シート」のひな形が用意されないままになっているなど、調達原課にとって参考となるものが十分に示されておらず、そのため検討過程の文書化が進まず、結果としてどのように業務改善を実施すればよいかのノウハウが現場に蓄積されていない。

(所見)

近年のIT調達の考え方の多様化や、足元のデジタルガバメント化の動きをみると、今後はより業務プロセスの再設計が重視されると考えられる。

例えば、自前調達から外部リソースの利用へ比重がシフトするのであれば、出来合いのシステムをカスタマイズなしで利用する必要があるため既存の庁内業務を当該システムが想定する業務の流れに適合させなければならないことになる。また、働き方改革の浸透に合わせた業務の見直しが必要になることも予想される。

業務の見直しによる効率化の重要性・期待値の高まりを踏まえ、情報企画課は、IT調達における企画段階の審査・助言において、さらに指導的機能を発揮し、業務改善の実績を拡大することが望ましい。

#### 【意見10】 IT調達に伴う費用対効果の検証について

(76頁・15頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、IT調達の状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施した結果、システムの導入にあたって費用対効果の分析を実施したと回答した割合が3%と極めて低い結果となっている。

秋田県情報システム調達マニュアルにおいては、以下のとおり、発注計画の策定にあたり複数案から費用対効果の検証を実施すべきこととされているが、マニュアルの記述が具体的とは言えず、実際の運用を見ても、費用面では概算見積の詳細な検討が行われているものの、それに対する

(対応済み：デジタル政策推進課)

デジタル化関連事業の計画時、デジタル化による費用対効果と導入後の検証方法についても、令和3年度の補正予算要求における審査から検討を行う運用に見直した。事業計画書の提出後、デジタル政策推進課において、内容の妥当性の確認を実施している。

効果測定がどのように行われているかが十分見えてこない。

- ・概算費用／参考見積りの妥当性を検証し、調達額に対する調達仕様（案）の費用対効果の妥当性を検証する。
- ・再検討が必要な場合は、IT調達要件の整理に戻り、システム化対象範囲の見直しや調達方針の工夫を行い、最終調達仕様と調達予定額を決定する。

（出典：秋田県情報システム調達マニュアル）

（所見）

「調達額に対する調達仕様（案）の費用対効果」の妥当性の検証について、どのように実施すべきかを具体的に示せるようにマニュアルを見直せないか検討することが望ましい。

【意見11】秋田県情報システム調達マニュアルの改訂について

（76頁・16頁）

（事実）

昨今の地方自治体のIT調達におけるコスト縮減の主要な考え方のひとつは、端的にいえば「個々の自治体が同じようなシステムを別々に調達するのは無駄」というものである。

足元の動きとしては、新型コロナウイルス感染拡大で遅れが浮き彫りになった行政のデジタル化に向けた基盤整備を目的として、総務省が、地方自治体ごとに異なる情報システムの仕様の統一化を検討している。このように、システムの標準化・共有化が推進されることで、特に大型の基幹業務システムにおいては、地方自治体が一からシステムを企画・設計する機会は少なくなっていくことが予想される。

また、IT調達におけるコスト縮減の考え方として、「自前で作るよりも既存のサービスを利用するほうが安上がり」という観点から、民間事業者等のICTサービスをいかに行政に活用するかといった発想も一般的になってきている。

例えば、「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」（平成22年4月 総務省）では、「標準化・共同化の推進」のひとつとして、ASP・SaaS導入によるシステム開発費・導入費用の軽減、運用に係る負担の軽減等のメリットを掲げている。

このような流れは、地方自治体のIT調達におけるトレンドを自前での構築から外部サービスの利用にシフトさせることになると思われる。

また、我が国政府は、平成30年6月に「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」を発表し、国の情報システム構築時の基本方針として、「クラウド・バイ・デフォルト原則」に基づく積極的なクラウドサービスの利用を進めており、この流れは早晩、地方自治体の情報システム構築実務においても大きな影響を及ぼすものと考えられる。

一方、秋田県情報システム調達マニュアルの設計思想は主にスクラッチ開発を前提としたものであり、その前提のもと、いかに自前の開発コスト及び維持管理コストを合理化するかがメインテーマとなっている。

もちろん、調達事務における根本的な考え方に大きな変

（対応中：デジタル政策推進課）

国の「自治体DX推進計画」に示されているガバメントクラウドの利活用も含め、他県等の状況も確認しながらクラウドサービスの導入に向けた検討を行い、秋田県情報システム調達マニュアルの改正を行う。

（令和3年度中に対応予定）



化はなく、秋田県情報システム調達指針等で掲げられている考え方は現在でも十分通用するものであることに違いはないが、自治体のICT戦略の変化につれて、新規の論点、実務上の重点項目、あるいは留意すべき押さえどころ等は刻々と変化するものであり、その意味において、本マニュアルはいずれこれらの様々なケースに対応しきれなくなるリスクが想定される。

しかし、本マニュアルは、平成19年3月の策定以来、令和元年9月まで計8回の改訂を経ているものの、全てが参考資料様式の追加や字句の修正等にとどまっており、抜本的見直しは行われていない状況にある。

(所見)

ICTの世界における変化のスピードは速く、これらに対応して地方自治体におけるIT調達の実務も多様化していることを踏まえ、最近の動向を適宜取り入れた見直しを含む定期的な改訂を検討することが望ましい。

【意見12】秋田県情報システム調達マニュアルの位置づけについて

(78頁・17頁)

(事実)

適正な事務の執行にあたっては、何をもって適正な執行とするのかの基準が必要であり、その意味で原則として遵守すべきルールとしての事務規定が設けられるべきであるが、現状のマニュアルは、どちらかといえば、IT調達事務に慣れていない調達原課担当者の実務上の参考に供し、もって業務を標準化することを主な目的として策定された経緯があることから、あるべき事務の流れ・全体像や検討すべき事項を提示しているものの、それらはあくまで参考事例に過ぎず、担当者の事務を拘束するものでないと解釈することも可能であるように見受けられる。

しかし、この解釈が過ぎた場合、マニュアルに準拠しない事務が行われたときに、それが妥当であると言えるかどうかの拠り所がないことになり、ひいては不適切な事務の執行が看過されるリスクが高くなる懸念が生じる。

(所見)

適正な事務の執行を担保する、という内部統制の視点に立って、当該マニュアルについては、遵守すべきルールとしての部分を明確に設定し、調達事務の参考書としての部分と区別して再構成できないか検討することが望ましい。

【意見13】IT調達における企画フェーズの資料の保存について

(78頁・18頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」は、システム調達に当たっての調達原課における検討手順や考え方を示しており、特にシステム調達の最初の段階である企画フェーズにおいては、①対象業務の課題把握、②業務改善計画策定等の体制の整備（大規模システムのみ）、③対象業務の現状分析、④他システム等の事例調査、⑤汎用製品（パッケージ）、サービス等の事前調査、⑥業務改善方針決定、⑦業務改善計画策定、といった多面的な検討を求めている

(検討中：デジタル政策推進課)

秋田県情報システム調達マニュアルの改正作業において、遵守すべきルールとしての部分と参考資料の部分とを再構成できないか検討を行う。

(対応中：デジタル政策推進課)

保存すべき資料の範囲と期間について、秋田県情報システム調達マニュアルの改正に当たり反映させる。

(令和3年度中に対応予定)

(同マニュアル4.2.1業務改善計画策定)。

一方で、当フェーズの検討に関連して収集及び作成された資料については、同マニュアルに保存期間や範囲についての特段の定めがないことから、行政文書の管理について必要な事項を定めた「秋田県行政文書管理規則（平成13年秋田県規則第11号）」及び「秋田県行政文書管理要綱」に基づいて文書等の保管を行うこととなる。この場合、情報システム調達に関する行政文書は「財務会計に関する文書」に該当するものとされている。

しかし、「財務会計に関する文書」は本来、予算の要求及び執行、契約の締結に関する資料がその主な対象であると解され、その前段階である企画フェーズの検討資料についてはどこまでを行政文書とすべきかのルールが不明確であることから、当該資料の保存の要否は各調達原課の判断に任されているのが現状である。

(所見)

他システムの事例調査、汎用製品・サービス等の事前調査といった情報システムを巡る環境に関する検討は多岐にわたる場合が多いと考えられるが、調達原課の担当者が必ずしも情報システムの技術面に精通しているとは限らないため、過年度の検討過程を文書で残しておくことで、次回調達に際して有用な参考資料になるとともに、IT調達に関する知識やノウハウの引継にも役立つと考えられる。

したがって、企画フェーズの検討資料は、少なくとも次の新規・更新等に関する調達までは、引き継ぎ資料として保存しておくことが望ましい。

【意見14】 IT調達事務におけるデータベースの活用について

(79頁・19頁)

(事実)

今般の包括外部監査において、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム（85ページ）についてヒアリング及び資料の閲覧を実施したところ、秋田県情報システム調達マニュアルにおいて調達事務執行の結果として入手又は作成が想定されている資料（アウトプット）に関して、全般的に以下のような傾向が見られた。

- ・ 調達マニュアル上はアウトプットとして想定されているが、運用上は作成が必須でないといみなされている資料が複数あること等から、調達マニュアルで要領が示されているにも関わらず、調達原課では検討作業等の過程を文書化しておらず、記録として残っていないケースが散見された。
- ・ 県では、IT調達事務に関する行政文書（電子データ含む）について「予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書」に該当するものとしており、「秋田県行政文書管理規則」及び「秋田県行政文書管理要綱」によれば、その保存期間は5年とされ、当該期間を経過したものについては順次廃棄することとしている。そのため、保存期間経過後の書類が調達原課に完全に保管されていないケースが散見された。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(検討中：デジタル政策推進課)

データベースに登録すべき情報の範囲等について検討を行い、秋田県情報システム調達マニュアルに反映させる。

一 行政文書 知事の事務部局の職員(以下単に「職員」という。)がその分掌する事務に関し職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、職員が組織的に用いるものとして、本庁及び地方機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(出典：秋田県行政文書管理規則)

別表第2 行政文書保存期間基準表

保存期間	行政文書の区分
5年	(前略)
	6 予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書
	7 その他10年保存を必要としない文書

(出典：秋田県行政文書管理要綱)

(所見)

秋田県情報システム調達指針では、システム調達に関する知識やノウハウを蓄積し共有することを基本方針としている。

指針12 システム調達を効率よく進める知識とノウハウを全庁において蓄積し共有する。

(出典：秋田県情報システム調達指針)

県の事務は人事異動で担当者が短期的に入れ替わるため、システムの全体像や導入経緯についての広い見識が定着しにくい環境にある。したがって、その時々担当者の範囲で理解できたとしても、担当の交替を重ねるたびに実務的な知識が失われてしまうリスクがあるため、特に調達計画の策定や開発の進捗管理等においては、過去の検討事例がノウハウとして有用になると考えられる。

現状では、情報企画課は計画されたシステム調達の概要や調達原課における自己点検の状況の確認に資する程度の情報についてデータベースに提出させているが、概要把握にとどまらず、実際の検討状況についてもデータベースに残すことが有用と考えられるので、上記の趣旨に照らして有意義であると判断される場合は、データベースに提出させる資料の範囲を拡大する運用を行うこと、加えて調達マニュアル上も当該運用を明確にルール化することが望ましい。

また、昨今は情報システムの成果物も電子媒体での納品が当たり前になってきており、紙ではなく電子記録(Microsoft OfficeやPDF等のファイル形式)でアーカイブすることで保存が容易となり、情報検索の利便性が向上することが期待できることから、一般的な行政文書の取扱いとは別に、データベースとして長期間保管できるように検討することが望ましい。

【意見15】 契約書類における情報セキュリティ対策に関する事項について  
(81頁・20頁)

(検討中：デジタル政策推進課)  
情報システムに関する契約書のひな型について、情報セキュリティポリシーで求め

(事実)

一般の包括外部監査において、詳細な監査の対象としてサンプリングした個別システム（85ページ）についてシステム開発並びに維持管理業務に係る契約書を閲覧したところ、情報セキュリティ要件について特段の条項が明記されておらず、事前に用意されている契約書のひな型においても特段設定されていない状況であった。

(所見)

一般的に、外部の事業者による県の有する情報へのアクセス機会が想定される場合は、セキュリティリスクの観点から、当該事業者に対し、県の情報セキュリティポリシーの遵守等について契約書等で合意を得ておくことが必要である。

契約書のひな型を見直すか、「契約書チェックシート」（秋田県情報システム調達マニュアル 資料編 2. 6 契約書チェックシート（案））を活用し、契約事務において各調達原課で情報セキュリティ項目について漏れがないか確認するとともに、情報企画課のデータベースへの契約書登録時にチェックリストを添付させてレビューする等の対応を検討することが望ましい。

#### 【意見16】システム導入後の評価について

(81頁・21頁)

(事実)

I T調達の事務が効率的に執行され、調達された情報システムが有効に利用されているかを確認する手段として、また将来のI T調達事務の改善に役立てるためのノウハウを蓄積する手段として、導入後の評価を行うことは有用である。

「秋田県情報システム調達指針」においても、以下のとおり定期的な事後評価を実施することを想定している。

指針14

PDCAサイクルを適切に実践するとともに、定期的にシステムの評価を実施する。

(出典：秋田県情報システム調達指針)

しかし、秋田県情報システム調達マニュアルでは、この事後評価に関して調達原課の参考になるような具体的な記述がなく、そもそも「評価」とはどのような活動を指しているのか、また、どのような方法で評価するのか等の点で位置づけが曖昧であることから、実際の運用上も事後評価がどの程度行われているのかについて、十分確認できない状況にある。

(所見)

秋田県情報システム調達指針では、「運用段階（維持管理）に入ったシステムについて、当初計画した結果が達成されているか、改善の余地はないか等を継続的に評価する。評価した結果は、全庁において蓄積・共有し、次のPDCAサイクルに活用する。」とされており、この観点から事後評価を行うことは有用であると考えられる。

上記に基づき、事後評価の方法の再検討、評価活動の継続的な実施並びに評価結果のデータベースへの収集と蓄積を推進することが望ましい。

る要件を満たしたものを提示できるよう、検討を行っていく。

(検討中：デジタル政策推進課)

事業計画時に、実施後の検証方法を検討するように運用を見直しているため、検証した結果の記録の仕方等に関する運用を検討していく。

【意見17】情報セキュリティポリシーの浸透状況の把握について

(82頁・22頁)

(事実)

一般の包括外部監査において、情報システム所管部署に対し、情報セキュリティポリシーの運用状況に関するいくつかの質問事項を含んだアンケートを実施したが、これらの情報セキュリティに関する回答の大部分は、情報企画課では事前に把握しておらず、庁内の情報セキュリティポリシーの全般的な浸透状況が十分把握できていない状況にあると推察される。

(所見)

現状、「秋田県情報セキュリティ対策基準」等の情報セキュリティポリシーの遵守については、各情報システム所管部署が自主的に対応している状況であるが、自主的な対応のみではどうしてもセキュリティレベルに差異が生じてしまうため、情報企画課は庁内の情報セキュリティポリシーの浸透状況を適宜に把握し、セキュリティリスクが高い部署については改善指導を行って、全体のセキュリティレベルの維持向上を図る必要がある。

各情報システム所管部署の自己点検を確実に実施させるとともに、その結果のレビューや内部監査を通じて、適宜の改善指導を実施することが望ましい。

【意見18】情報セキュリティ監査の実施状況について

(82頁・22頁)

(事実)

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、「情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を取りまとめ、C I S Oに報告する。」「C I S Oは、監査結果を踏まえ、指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。」とされているが、令和元年度の情報セキュリティ監査については、監査実施から1年程度経過しているにもかかわらず、監査報告が未だ行われていない。

(所見)

監査の実施結果については速やかにフォローアップを行い、監査の過程で検出されたリスクを早期に低減するよう対策を講じることが重要である。

監査対象部署における指摘事項への対応の実効性を確保するため、監査結果は監査実施から期間をあけることなく速やかに報告することが望ましい。

【意見19】情報セキュリティに関する教育・研修について

(83頁・19頁)

(事実)

情報セキュリティに関して実施されている教育・研修は、現状、新規採用職員研修での講義及び情報化リーダー等へのeラーニング受講推奨のみとなっている。

(所見)

情報セキュリティに関しては、原則として全ての県職員が定期的に何らかの教育・研修を受けるべきであると考えられる。様々な事情から座学やeラーニングの対象を増

(対応予定：デジタル政策推進課)

情報システムのクラウド化の進展などデジタル社会への変化に適合した情報セキュリティポリシーに改正を行うとともに、職員研修等を通じて周知を行い、浸透を図る。

(令和3年度中に対応予定)

(対応中：デジタル政策推進課)

令和3年度中に「秋田県情報セキュリティ対策基準」を改正した後、セキュリティ監査についても実施方法や計画の見直しを行う予定である。見直し内容に従い、監査の実施と報告を行っていく。

(対応済み：デジタル政策推進課)

令和3年3月、庁内職員を対象に、サイバーセキュリティ対策や県内で発生している脅威などについて勉強会を実施した。

令和3年度は、ランサムウェア(身代金要求型ウイルス)等、最新のサイバーセキュリティへの脅威に関する研修を実施した。引き続きより多くの職員に対して研修を実施できるように取組を進めていく。

やすのが難しいとしても、一般的には、組織内ネットワークを使った動画の配信や、メールによる最新情報提供、メールによるフィッシング対策の訓練等、様々な形の教育研修の事例が見受けられることから、これらを踏まえて職員に対するセキュリティ教育の機会の充実を検討することが望ましい。

**【意見20】サーバ室の入退室管理について**  
(83頁・19頁)  
(事実)

情報企画課のサーバ室への入退出については生体認証(指紋認証)により制限される仕組みとなっているが、現地視察を行ったところ、情報企画課が管理している鍵を使うことのみでも入退室が可能な状況にあると見受けられる。

この場合、生体認証の登録がされていない(又は登録解除された)者が鍵を使用して入室することができるため、結果として生体認証によるサーバへのアクセス制限が無効化されるリスクがある。

上記について情報企画課へヒアリングしたところ、実際に鍵を使用するケースはほとんど無いとのことであるが、どのようなケースで鍵の使用を許可するかなどのルールは現状、明確にされていない。また、鍵使用の管理簿等も特段作成されていないため、誰がいつ使用したか、適切な責任者の承認を得たか等の履歴が確認できない。

(所見)

鍵の管理に関する取扱いを明確にするとともに、鍵を使用するケースは非常時等の例外事項としてルール化することを検討することが望ましい。

第5章 個別情報システムの調達・維持管理等における事務の態勢に関する指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

5 個別情報システムの監査結果について  
(1) 秋田県予算編成・政策評価システム

**【指摘事項8】契約・開発終了連絡票の未登録について**  
(95頁・24頁)

(事実)

情報企画課のデータベースを確認したところ、契約・開発終了連絡票の登録がなされていなかった。

ただし、当システムの平成30～令和元年度改修については、旧一括導入パソコンのリース延長等もあったため、調達原課と情報企画課において、契約・開発の終了について電話連絡等により、調整等も行っていたとのことである。

(所見)

調達マニュアルの趣旨に鑑み、情報企画課のデータベースへの登録についても確実に実施されたい。

**【意見21】軽度な改修における「秋田県情報システム調達マニュアル」の適用について**  
(96頁・24頁)

(事実)

計画時・実施時・完了時の各段階で情報企画課に提出すべき書類である関門検査点検シートが、情報企画課のデー

(対応中：デジタル政策推進課)

令和3年度中にサーバ室の鍵の取扱いを定め、非常時の利用に限定することをルール化する。

(対応済み：財政課)

令和3年度以降の改修においては、契約・開発終了連絡票について、デジタル政策推進課のデータベースへの登録を適切に行っていく。

(対応中：デジタル政策推進課)

IT調達事前審査の対象を含め、令和3年度中に秋田県情報システム調達マニュアルの改正を行う。

データベースを確認したところ保存されておらず、確認できなかった。

上記について、調達原課及び情報企画課からは、当システムの平成30～令和元年度改修がWindows 10への対応であり、本来の開発・更新のような新たに追加される機能がなく、軽度なものであることから、マニュアルで定める関門検査点検シートで情報を蓄積する必要性に乏しいとの説明を受けている。

なお、「秋田県情報システム調達マニュアル」では、事務手続の省略可否について特段の定めはない。

(所見)

秋田県情報システム調達マニュアルは、新たに情報システムを導入する場合の事務を想定し、企画段階から維持管理段階までを範囲とする内容となっている。一方で、近年では、既に多くの業務でIT化が進展しており、従来手作業によっていた事務を新たにIT化するよりも、むしろ改修や入替えといったケースが増加している。

よって、事務効率の観点から、調達マニュアルで想定している業務フローについて、担当者レベルの判断で手続を省略することが今後も起こりうるものと考えられる。

しかし、今回のような機能の追加・変更等を伴わない改修の場合であっても、IT調達である以上、内部統制の観点からは調達マニュアルに準拠した事務が求められ、この原則に則らなければ、個々の担当者の裁量が入る余地が生じ、事務の均質性が確保されなくなる懸念が生じる。

したがって、現状のマニュアルをそのまま適用することが効率性を阻害するのであれば、本来はマニュアル自体を現状の実務にあわせて見直しすべきである。

原則的にはマニュアルに準拠しつつも、簡略的な手続を許容できる範囲を明示し、可能な範囲で簡略化を容認する対応ができないか検討することが望ましい。

### (3) 情報活用支援システム

【指摘事項9】 関門検査点検シートの未作成について

(102頁・25頁)

(事実)

関門検査点検シートは計画時・実施時・完了時の各段階で情報企画課に提出すべき書類である。計画時と実施時のものは、情報企画課のデータベースの記録から作成されたことを確認できたが、完了時のものは確認できなかった。

関門検査点検シート(完了時)の内容は、システム開発委託の完了報告書で代替できないものであると所管課でも認識しており、行方不明となった理由は確認できなかった。

(所見)

調達マニュアルに従い、確実に作成されたい。

【意見22】 非機能要件検討シートの表記について

(102頁・26頁)

(事実)

非機能要件検討シートは作成されていたが、システム名、サブシステム名の欄が空欄となっていた。

(所見)

作成時点においてシステム名等が確定していなかったと

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、「関門検査点検シート」についてデジタル政策推進課において定期的にデータベースへの登録状況を確認し、作成を徹底する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、デジタル政策推進課において定期的にデータベースへの登録状況を確認し、各種ドキュメントへのシステム名、サブシステム名の記載を徹底する。

も推測されるが、システム名の決定は調達事務の基礎であるため、空欄のままにせず確定しだい記入することが望ましい。

**【意見23】 受入テストの書類保管について**

(103頁・26頁)

(事実)

所管課では受入テスト自体は行ったものの、成果物としての書類は保管しておらず、紛失した可能性があるとのことである。

(所見)

テストを実施した事跡を残す意味で、成果物を確実に保管しておくことが望ましい。

(4) サーバ統合基盤

**【指摘事項10】 各種連絡票の未登録について**

(106頁・26頁)

(事実)

発注計画連絡票、契約・開発着手連絡票及び契約・開発終了連絡票が管理部署と発注部署が同一であることをもって登録されていない。

各種連絡票はスケジュールチェックを行い手続きの漏れを防ぐために登録されるものであるが、当該連絡票が登録されていないためどのような管理運用がなされているか検証できない。

(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても登録することを検討されたい。

**【指摘事項11】 関門検査点検シートの未作成について**

(106頁・27頁)

(事実)

関門検査点検シートが管理部署と発注部署が同一であることをもって作成されていない。

各種関門検査点検シートは契約の実効性を測り調達情報の管理を行うため点検が実施され作成される運用手続きであるが、当該関門検査点検シートが作成されていないため点検が実施されているのか検証できない。

(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても作成することを検討されたい。

(5) 給与システム

**【指摘事項12】 各種連絡票の未登録について**

(110頁・27頁)

(事実)

発注計画連絡票、契約・開発着手連絡票及び契約・開発終了連絡票が管理部署と発注部署が同一であることをもって登録されていない。

各種連絡票はスケジュールチェックを行い手続きの漏れを防ぐために登録されるものであるが、当該連絡票が登録されていないためどのような管理運用がなされているか検証できない。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、デジタル政策推進課において定期的にデータベースへの登録状況を確認し、成果物としての書類を確実に保管する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、発注計画連絡票、契約・開発着手連絡票及び契約・開発終了連絡票等の各種連絡票についてデジタル政策推進課のデータベースへの登録及びデジタル政策推進課による助言・依頼事項の完了確認を定期的に行う。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、「関門検査点検シート」の作成、関連資料についてデジタル政策推進課において定期的にデータベースへの登録状況の確認を行い、作成を徹底する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、発注計画連絡票、契約・開発着手連絡票及び契約・開発終了連絡票等の各種連絡票についてデジタル政策推進課において定期的にデータベースへの登録状況の確認を行い、登録を徹底する。



(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても登録することを検討されたい。

【指摘事項13】 関門検査点検シートの未作成について

(111頁・27頁)

(事実)

関門検査点検シートが管理部署と発注部署が同一であることをもって作成されていない。

各種関門検査点検シートは契約の実効性を測り調達情報の管理を行うため点検が実施され作成される運用手続きであるが、当該関門検査点検シートが作成されていないため点検が実施されているのか検証できない。

(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても作成することを検討されたい。

(6) 財務会計システム

【指摘事項14】 関門検査点検シートの未作成について

(114頁・28頁)

(事実)

関門検査点検シート(計画時及び実施時)が管理部署と発注部署が同一であることをもって作成されていない。

各種関門検査点検シートは契約の実効性を測り調達情報の管理を行うため点検が実施され作成される運用手続きであるが、当該関門検査点検シートが作成されていないため点検が実施されているのか検証できない。

(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても作成することを検討されたい。

(7) 情報集約配信システム

【意見24】 I T調達計画書のシステム名称・内容について  
(117頁・28頁)

(事実)

I T調達計画書送付票上のシステム名は「情報集約配信システム」であるが、I T調達計画書・I T調達事前審査調書上のシステム名及び内容は「統合型地理情報システム推進事業」のものとなっており、名称・内容が一致していない。この状態で情報企画課の審査を受けており、名称・内容が不一致のまま提出された理由や審査の段階で訂正されなかった理由は不明である。

(所見)

「情報集約配信システム」と「統合型地理情報システム推進事業」との間に何らかの関係がある可能性も否定できず、当初の想定から変更があったのではないかと推測されるが、事跡が残っていない以上、審査の妥当性に疑問が残る。

調達事務の過程でシステム名称・内容が変更される場合は、その事跡を理由とともに残しておくことが望ましい。

(8) 電子県庁基盤システム

【指摘事項15】 関門検査点検シートの未作成について

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、データベースの登録状況を定期的に確認し、デジタル政策推進課の発注であっても「関門検査点検シート」を確実に作成する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、「関門検査点検シート」の作成、関連資料についてデジタル政策推進課において定期的にデータベースへの登録状況を確認し、未作成のものがないように点検を徹底する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

情報システム調達事前審査の過程でシステム名称や内容が変更される場合は、記録を残すことを徹底し、複数の者による確認を行う。

(対応済み：デジタル政策推進課)

(121頁・29頁)

(事実)

「関門検査点検シート」は、コンサル・SE支援・開発・環境設定・ホームページ作成等全ての調達案件につき、業務の計画時・実施時・業務完了時に調達原課が作成し、その裏付けとなる資料とともに「IT調達支援ページ」の情報企画課のデータベースに登録することとされている(秋田県情報システム調達マニュアル 資料集 3.8「関門検査運用ルールとフロー」)。

調達マニュアルによると、関門検査は、①各調達原課において調達事務が必要十分に実施されることを担保するために自己点検を促すこと、②情報企画課のサポート担当者が各調達原課の業務の進捗状況を把握し必要な助言・依頼を行うこと、③情報企画課のデータベースに各システムに関する資料・情報を収集することを主な目的として実施されるものであり、これらを踏まえると、「関門検査点検シート」並びに関連資料は、原則としてその最終版が情報企画課のデータベースに登録されているべきである。

しかし、本システムにおいては、情報企画課のデータベースに登録されておらず未了事項のフォローアップ結果が不明であるなど、監査上、マニュアルが想定する業務が網羅的に実施されたかどうかのエビデンス(証拠記録)が確認できなかった。ただし、調達原課に対するヒアリングにおいては、調達原課担当者から必要十分な業務は実施されている旨の回答を得ている。

(所見)

調達マニュアルの趣旨に鑑み、最終版の「関門検査点検シート」の作成、関連資料について情報企画課のデータベースへの登録及び情報企画課による助言・依頼事項の完了確認について徹底するようにされたい。

【指摘事項16】 契約・開発着手連絡票及び契約・開発終了連絡票の未登録について

(122頁・29頁)

(事実)

「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」は、「IT調達支援ページ」の登録ページであり、調達マニュアル上は、前述の「関門検査点検シート」を含め、調達原課がその調達業務の進捗段階に応じて、当該連絡票に必要な資料を添付して登録することとなっているものである。

しかし、本システムにおいては、当該連絡票がデータベースに登録されておらず、監査上、マニュアルが想定する業務が網羅的に実施されたかどうかのエビデンス(証拠記録)が確認できなかった。ただし、調達原課に対するヒアリングにおいては、調達原課担当者から必要十分な業務は実施されている旨の回答を得ている。

(所見)

調達マニュアルの趣旨に鑑み、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」の登録並びに関連資料について情報企画課のデータベースへの登録について徹底するようにされたい。

今後は、「関門検査点検シート」の作成、関連資料についてデジタル政策推進課において定期的にデータベースの確認を行い、未作成のものがないよう点検を行う。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」についてデジタル政策推進課で定期的にデータベースを確認し、未登録のものがないよう点検を行う。

【意見25】受入テスト計画の事前検討について

(123頁・30頁)

(事実)

調達マニュアルによれば、「受入テスト（又は検取テスト・承認テスト）」とは、システムの利用者（発注者（調達原課））が、納品されるシステムが要求したとおりの機能や性能を備えているかどうかを検証するテストであって、発注者は、発注者責任において受入テストを行い、実際にシステムが仕様のとおり動作し、運用可能であることを確認する必要があるとされているものである（秋田県情報システム調達マニュアル 資料集 3. 6 「受け入れテスト実施の留意点」）。

また、受入テストの発注者・受注者におけるそれぞれの責任分担としては、原則として以下のような分け方を想定しており、発注者である調達原課が、受注者である委託業者のサポートを受けてテスト計画（項目・手順）を主体的に策定するとともに、計画どおりにテストが実施され、合格水準のテスト結果が得られたことを確認することが想定されている。

表 4.4.4 受け入れテストにおける受発注者の役割分担（例・参考）

	発注者側	受注者側
項目、手順作成	主体的に作成	確認、サポート
テストデータ準備、環境作成	受注者へ依頼、協力	主体的に実施
テスト実施	共同実施 ①発注者が実施し、受注者が実施サポートと結果確認。②受注者が実施した場合は、発注者が立ち会い確認する。	
受け入れテスト報告書	結果確認	主体的に作成

（出典：秋田県情報システム調達マニュアル）

進捗管理の適切性を担保するための関門検査（点検シート）においても、実施時点（業務完了・報告より前の開発段階）においてシステムの受入（検取）体制が検討されているかどうかの確認項目があり、委託業者へ丸投げになることのないようなチェック体制が整備されている。

しかし、本システムにおいては、委託契約書に受入テスト計画・報告に関する合意事項が文書化されておらず、監査上、県側が事前に受入テストの十分性・妥当性について確認している形跡が確認できなかった。ただし、受入テスト自体は実施され、その結果も委託業者から調達原課へ報告されていることは確認した。

（所見）

受入テストは、システムの検取にあたって非常に重要な業務であり、発注者としては主体的に実施すべき業務であることから、事後的なテストの結果の確認のみならず、事前の受入テスト計画の検討段階から主体的に関与することが望ましい。

（9）物品調達システム

【指摘事項17】関門検査点検シートの未作成について

(126頁・31頁)

(事実)

関門検査点検シート（計画時及び実施時）が管理部署と発注部署が同一であることをもって作成されていない。

各種関門検査点検シートは契約の実効性を測り調達情報の管理を行うため点検が実施され作成される運用手続きで

（対応済み：デジタル政策推進課）

今後は、システムの受入テスト実施にあたって、事前の受入テスト計画の検討段階から主体的に関与するよう、構築時における調達マニュアルの遵守を徹底する。

（対応済み：デジタル政策推進課）

今後は、「関門検査点検シート」についてデジタル政策推進課が調達するものであっても、データベースを定期的に点検し、未作成のものが無いように徹底する。

あるが、当該関門検査点検シートが作成されていないため点検が実施されているのか検証できない。

(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても作成することを検討されたい。

#### (10) 旅費計算支援システム

【指摘事項18】 関門検査点検シートの未作成について

(129頁・31頁)

(事実)

関門検査点検シート(計画時及び実施時)が管理部署と発注部署が同一であることをもって作成されていない。

各種関門検査点検シートは契約の実効性を測り調達情報の管理を行うため点検が実施され作成される運用手続きであるが、当該関門検査点検シートが作成されていないため点検が実施されているのか検証できない。

(所見)

管理部署と発注部署が同一であっても作成することを検討されたい。

【意見26】 受入テスト文書の管理について

(130頁・32頁)

(事実)

受入テストにおいて受注者側テスト結果成果物の文書が確認されなかった。文書管理のルールに則り廃棄となった可能性はあるが事実関係は不明である。

本番環境への移行は平成23年12月とのことであるが、11月までの事前判定会議の議事録は存在するが、その時点ではまだ移行判断はできていない。

(所見)

受入テストはシステムの使用者が納品されるシステムが、要求したとおりの機能や性能を備えているかどうかを検証するテストであるため文書管理規程にかかわらず検証する経緯を残すことが望ましい。

#### (11) STAY AKITA

【指摘事項19】 関門検査点検シートの未作成について

(134頁・32頁)

(事実)

「関門検査点検シート」は、コンサル・SE支援・開発・環境設定・ホームページ作成等全ての調達案件につき、業務の計画時・実施時・業務完了時に調達原課が作成し、その裏付けとなる資料とともに「IT調達支援ページ」の情報企画課のデータベースに登録することとされている(秋田県情報システム調達マニュアル 資料集 3.8「関門検査運用ルールとフロー」)。

調達マニュアルによると、関門検査は、①各調達原課において調達事務が必要十分に実施されることを担保するために自己点検を促すこと、②情報企画課のサポート担当者が各調達原課の業務の進捗状況を把握し必要な助言・依頼を行うこと、③情報企画課のデータベースに各システムに関する資料・情報を収集することを主な目的として実施されるものであり、これらを踏まえると、「関門検査点検

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、「関門検査点検シート」についてデジタル政策推進課が調達するものであっても定期的にデータベースへの登録状況を確認し、作成を徹底する。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、デジタル政策推進課が定期的にデータベースの確認を行い、受入テスト結果の保存を徹底する。

(対応予定：観光振興課)

課内回覧及びミーティングを通じて課員へのIT調達マニュアルの浸透を図り、データベースへ漏れなく情報を登録できるようにする。また、IT調達に関する担当者を任命し、課内におけるデータベースの登録状況を定期的に確認し、登録されていないものがある場合、事業担当者に対し登録を促すよう取り組んでいく。

(令和3年度中に対応予定)

シート」並びに関連資料は、原則としてその最終版が情報企画課のデータベースに登録されているべきである。

しかし、本システムにおいては、当該資料が情報企画課のデータベースに登録されておらず、監査上、マニュアルが想定する業務が網羅的に実施されたかどうかのエビデンス（証拠記録）が確認できなかった。ただし、調達原課に対するヒアリングにおいては、調達原課担当者から必要十分な業務は実施されている旨の回答を得ている。

（所見）

調達マニュアルの趣旨に鑑み、最終版の「関門検査点検シート」の作成、関連資料について情報企画課のデータベースへの登録について徹底するようにされたい。

**【指摘事項20】各種連絡票の未登録について**

（134頁・33頁）

（事実）

「発注計画連絡票」、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」は、「IT調達支援ページ」の登録ページであり、調達マニュアル上は、前述の「関門検査点検シート」を含め、調達原課がその調達業務の進捗段階に応じて、当該連絡票に必要な資料を添付して登録することとなっているものである。

しかし、本システムにおいては、当該連絡票がデータベースに登録されておらず、監査上、マニュアルが想定する業務が網羅的に実施されたかどうかのエビデンス（証拠記録）が確認できなかった。ただし、調達原課に対するヒアリングにおいては、調達原課担当者から必要十分な業務は実施されている旨の回答を得ている。

（所見）

調達マニュアルの趣旨に鑑み、「発注計画連絡票」、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」の登録並びに関連資料について情報企画課のデータベースへの登録について徹底するようにされたい。

**【意見27】受入テスト計画の事前検討について**

（135頁・33頁）

（事実）

調達マニュアルによれば、「受入テスト（又は検収テスト・承認テスト）」とは、システムの使用者（発注者（調達原課））が、納品されるシステムが要求したとおりの機能や性能を備えているかどうかを検証するテストであって、発注者は、発注者責任において受入テストを行い、実際にシステムが仕様のとおり動作し、運用可能であることを確認する必要があるとされているものである（秋田県情報システム調達マニュアル 資料集 3. 6「受け入れテスト実施の留意点」）。

また、受入テストの発注者・受注者におけるそれぞれの責任分担としては、原則として以下のような分け方を想定しており、発注者である調達原課が、受注者である委託業者のサポートを受けてテスト計画（項目・手順）を主体的に策定するとともに、計画どおりにテストが実施され、合格水準のテスト結果が得られたことを確認することとされている。

（対応予定：観光振興課）

課内回覧及びミーティングを通じて課員へのIT調達マニュアルの浸透を図り、「発注計画連絡票」、「契約・開発着手連絡票」及び「契約・開発終了連絡票」への登録を漏れなく実施できるようにするとともに、「関門検査点検シート」等を活用し、業務進行におけるエビデンスが確認できる資料を適切に管理するよう徹底する。また、IT調達に関する担当者を任命し、課内におけるデータベースの登録状況を定期的に確認し、登録されていないものがある場合、事業担当者に対し登録を促すよう取り組んでいく。

（令和3年度中に対応予定）

（対応済み：観光振興課）

課内回覧及びミーティングを通じて課員へのIT調達マニュアルの浸透を図り、事後的なテストの結果の確認のみならず、実施時点（業務完了・報告より前の開発段階）においてシステムの受入（検収）体制を整備し、受入テストを適切に行うよう取り組んでいる。

表 4.4.4 受け入れテストにおける受発注者の役割分担（例・参考）

	発注者側	受注者側
項目、手順作成	主体的に作成	確認、サポート
テストデータ準備、環境作成	受注者へ依頼、協力	主体的に実施
テスト実施	共同実施 ①発注者が実施し、受注者が実施サポートと結果確認。 ②受注者が実施した場合は、発注者が立ち会い確認する。	
受け入れテスト報告書	結果確認	主体的に作成

（出典：秋田県情報システム調達マニュアル）

進捗管理の適切性を担保するための開門検査（点検シート）においても、実施時点（業務完了・報告より前の開発段階）においてシステムの受入（検収）体制が検討されているかどうかの確認項目があり、委託業者へ丸投げになることのないようなチェック体制が整備されている。

しかし、本システムにおいては、委託契約書にはテスト計画・報告を実施すべきとする約定が文書化されているものの、当該資料は受注者が業務完了後の報告書にて提出することとなっており、監査上、県側が事前に受入テストの充分性・妥当性について確認している形跡が確認できなかった。ただし、受入テスト自体は実施され、その結果も委託業者から調達原課へ報告されていることは確認した。

（所見）

受入テストは、システムの検収にあたって非常に重要な業務であり、発注者としては主体的に実施すべき業務であることから、事後的なテストの結果の確認のみならず、事前の受入テスト計画の検討段階から主体的に関与することが望ましい。

【意見28】 パスワードの管理について

（136頁・35頁）

（事実）

本システムにおけるパスワード管理の状況について、調達原課へヒアリングしたところ、運用当初のパスワードをそのまま利用しており、特段の変更をする運用となっていなかった。

（所見）

セキュリティリスクの観点からパスワードは定期的に変更すべきであるため、調達原課においてユーザとパスワードの管理に関するルールを設け、システム改修等のためにアクセスすると見込まれる外部委託業者を含め、対象となるシステム利用者に当該ルールを遵守させるような運用が望ましい。

（13） 公営企業財務会計システム

【意見29】 開門検査点検シートの提出確認について

（142頁・35頁）

（事実）

「秋田県情報システム調達マニュアル」において、情報企画課に提出すると定められている「開門検査点検シート（実施時）」「開門検査点検シート（完了時）」が、情報企画課のデータベースに保存されておらず、受付確認した形跡がみられない。他方、調達原課では完成版を資料として保管しているなど、提出が漏れていたと認められる状況は確認できない。

（対応予定：観光振興課）

課内回覧及びミーティングを通じて課員へのIT調達マニュアルの浸透を図り、ユーザとパスワードの管理に関するルールの設定及びその遵守、定期的なパスワード変更を行っていく。

（令和3年度中に対応予定）

（対応中：デジタル政策推進課）

令和3年度に秋田県情報システム調達マニュアルの改正を行うに当たり、必要書類の精査を行い、情報の集積を図っていく。また、データベースの棚卸しについても定期的に実施する。

このような状況に至った原因は複数想定されるが、本監査の過程では、原因の特定はできなかった。

(所見)

「秋田県情報システム調達マニュアル」によれば、当該シートは、調達指針12に則り、システム調達を効率よく進める知識とノウハウを全庁において蓄積し共有するためのツールであるとともに、調達の各段階における管理が適切に実施されていることを自己点検するため、加えて、庁内のシステムを全般的に管理する情報企画課がその点検状況を確認し、必要に応じて指導助言するために作成・提出されるものである。

調達マニュアルの趣旨に鑑み、情報企画課において定期的にデータベースを棚卸するなど、提出状況を確認することが望ましい。

#### (14) 秋田県公共事業執行管理システム

【指摘事項21】 定期的なID付与状況の見直しについて

(147頁・36頁)

(事実)

情報セキュリティ対策基準によると、利用者IDの取扱いとして、未利用のIDが放置されないよう、点検すべきとされている(秋田県情報セキュリティ対策基準 2 アクセス制御 (1) アクセス制御)。

##### ②利用者IDの取扱い

(ア) 情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者IDの取扱い等の方法を定めなければならない。

(イ) 職員等は、業務上必要なくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、情報システム管理者に通知しなければならない。

(ウ) 情報システム管理者は、利用されていないIDが放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検しなければならない。

(出典：秋田県情報セキュリティ対策基準)

しかし、本システムにおいては、システムに登録されているIDのリストを閲覧したところ、現在使用されていないIDが廃止及び権限削除されず放置されている状態にあった。

(所見)

IDの利用状況が管理されない場合、不正・不適切な情報アクセスを可能にするきっかけとなり、アクセス制限の有効性が低下するなど、セキュリティ面でリスクが高まることが予想され、実社会においても未使用IDを使った不正アクセスによる問題が生じた事例が各所で起こっていることから、リスク管理上、IDの利用状況の管理に留意する必要がある。

情報セキュリティ対策基準に準拠し、定期的にIDの付与状況を見直して不要なIDは都度廃止及び権限削除するようにされたい。

【意見30】 受入テスト計画の事前検討について

(148頁・37頁)

(事実)

調達マニュアルによれば、「受入テスト(又は検収テスト・承認テスト)」とは、システムの使用者(発注者(調達原課))が、納品されるシステムが要求したとおりの機能や性能を備えているかどうかを検証するテストであって、

(対応済み：技術管理課)

監査指摘後速やかにIDの点検を行い、使用実態のないIDについては廃止及び権限削除、使用者名(組織名称)が古いものについては変更処理を行うことで、未利用IDの放置状況を解消した。

(措置完了日：令和3年3月7日)

また、令和3年4月1日からの組織改編に合わせ、旧所属は廃止及び権限削除を行い、新組織名称のID及び権限付与を行った。

(措置完了日：令和3年3月31日)

(対応済み：技術管理課)

令和3年度運用保守業務委託の仕様書において、受入テスト計画の項目を追加し、機能改修にかかる受入テストについて着前に秋田県と協議することとしている。

(措置完了日：令和3年3月16日)

また、上記に係る協議を令和3年4月6

発注者は、発注者責任において受入テストを行い、実際にシステムが仕様のとおり動作し、運用可能であることを確認する必要があるとされているものである（秋田県情報システム調達マニュアル 資料集 3. 6「受け入れテスト実施の留意点」）。

また、受入テストの発注者・受注者におけるそれぞれの責任分担としては、原則として以下のような分け方を想定しており、発注者である調達原課が、受注者である委託業者のサポートを受けてテスト計画（項目・手順）を主体的に策定するとともに、計画どおりにテストが実施され、合格水準のテスト結果が得られたことを確認することとされている。

表 4.4.4 受け入れテストにおける受発注者の役割分担（例・参考）

	発注者側	受注者側
項目、手順作成	主体的に作成	確認、サポート
テストデータ準備、環境作成	受注者へ依頼、協力	主体的に実施
テスト実施	共同実施 ①発注者が実施し、受注者が実施サポートと結果確認。②受注者が実施した場合は、発注者が立ち会い確認する。	
受け入れテスト報告書	結果確認	主体的に作成

（出典：秋田県情報システム調達マニュアル）

進捗管理の適切性を担保するための関門検査（点検シート）においても、実施時点（業務完了・報告より前の開発段階）においてシステムの受入（検収）体制が検討されているかどうかの確認項目があり、委託業者へ丸投げになることのないようなチェック体制が整備されている。

しかし、本システムにおいては、委託契約書に受入テスト計画・報告に関する合意事項が文書化されておらず、監査上、県側が事前に受入テストの十分性・妥当性について確認している形跡が確認できなかった。ただし、受入テスト自体は実施され、その結果も委託業者から調達原課へ報告されていると推定された。

（所見）

受入テストは、システムの検収にあたって非常に重要な業務であり、発注者としては主体的に実施すべき業務であることから、事後的なテストの結果の確認のみならず、事前の受入テスト計画の検討段階から主体的に関与することが望ましい。

#### （15）雪情報システム

【指摘事項22】パスワードの設定について

（152頁・38頁）

（事実）

「秋田県情報セキュリティ対策基準」では、「職員等間でパスワードを共有してはならない（ただし共有IDに対するパスワードは除く）。」と定められている。

しかし、当システムでは、導入後より現在まで、全ユーザIDに対し同じパスワードを設定している。

（所見）

全ユーザがパスワードを共有すると、パスワードを設定する意味がなくなり、誰がアクセスしたかの履歴が追えず、アクセス権限のない第三者への漏えいリスクも高まることから、セキュリティ対策基準に準拠し、個人別のパスワードの設定と定期的な変更を踏まえたルールを設定し、遵守

日に行っている。

（対応済み：道路課）

令和3年度から各地域振興局毎にパスワードを設定することとし、新パスワードに変更した。



されたい。

**【意見31】 I T調達事務の適用範囲について**  
(152頁・38頁)

(事実)

調達原課並びに情報企画課からのヒアリングによると、平成26年度の雪情報システムの再開発においては、測定機器の調達が主であったため、情報システム調達マニュアルの業務フローの対象とせず、物品調達の位置づけで事務処理されていた。このため、情報企画課では平成26年度の雪情報システムの再開発の状況を適時に把握できていなかった。一方で、維持管理予算の申請は情報システム調達マニュアルに沿って事務がなされていることから、情報企画課では、システム再開発後、維持管理予算申請において初めて当該システムが再開発されたことを認識している。

このように、本来はI T調達の対象とすべきものであっても、同一契約内でハードウェアや他サービスの比重が大きいケースでは、I Tとそれ以外の切り分けが適切に行われず、結果として情報システム投資の状況について把握が遅れるなどのリスクがみられる。また、調達マニュアルで想定している事務手続や自己点検が行われなかったことによる非効率性のリスクも十分低減されないことにつながると考えられる。

(所見)

「秋田県情報システム調達マニュアル」においては、I T調達の管理対象は基本的にすべての情報システムが該当することとしており、契約上一体であって外観的に非I Tの部分が主である場合であっても、これを除外していない。

庁内I T調達の全体最適化や投資の有効性向上のためには、情報システムにかかる状況は適時にかつ漏れなく把握される必要があることから、当システムのケースのようなリスクがあることを各部課に周知するなど、I T調達事務の対象から除外されるリスクを防止するための対応を検討することが望ましい。

**【意見32】 情報企画課のデータベースへの登録資料の確認について**

(153頁・39頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」において、システムの維持管理フェーズに作成することと定められている「維持管理業務見直し・次年度計画連絡票」が情報企画課のデータベースに登録されていない。また、「維持管理業務見直し・次年度計画連絡票」に添付されるべき「システム維持管理自己点検評価表」「システム維持管理検討・チェックシート」が情報企画課のデータベースに残されていない。

一方で、今回の監査において調達原課より「システム維持管理自己点検評価表」「システム維持管理検討・チェックシート」の提出を受けていることから、資料が調達原課において作成されているとの心証は得ている。また、調達原課は、情報企画課のデータベースに当該資料を登録したと認識しているとのことである。

(対応中：デジタル政策推進課)

令和3年度中にI T調達の対象範囲の規定を含め、秋田県情報システム調達マニュアルの更新を行うこととしている。同マニュアルで設定した対象については、確実に審査されるように、説明会等で周知していく。

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、デジタル政策推進課において定期的にデータベースの登録情報を確認し、登録されていない場合、情報システムの調達担当課室等に対して確認と催促を行う。

上記のように、データベースの登録状況と調達原課の説明に不整合があるが、このような状況に至った原因は不明である。

(所見)

上記資料は、情報システムの維持管理に関して情報企画課の点検やアドバイスを受けるため、必要な情報を登録する際の連絡票としてシステムへ入力される資料及びそれに添付される資料である。そのため、システム調達の管理と指導を行う情報企画課では、登録されるべき資料が適時に登録されていることを確認し、登録されていない場合は状況を確認し、登録を促す対応を実施することが望ましい。

#### (16) 道路管理ポータルシステム

【意見33】情報企画課のデータベースへの登録資料の確認について

(156頁・39頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」において、システムの維持管理フェーズに作成することと定められている「維持管理業務見直し・次年度計画連絡票」が情報企画課のデータベースに登録されていない。また、「維持管理業務見直し・次年度計画連絡票」に添付されるべき「システム維持管理自己点検評価表」「システム維持管理検討・チェックシート」が情報企画課のデータベースに残されていない。

一方で、今回の監査において調達原課より「システム維持管理自己点検評価表」「システム維持管理検討・チェックシート」の提出を受けていることから、資料が調達原課において作成されているとの心証は得ている。また、調達原課は、情報企画課のデータベースに当該資料を登録したと認識しているとのことである。

上記のように、データベースの登録状況と調達原課の説明に不整合があるが、このような状況に至った原因は不明である。

(所見)

上記資料は、情報システムの維持管理に関して情報企画課の点検やアドバイスを受けるため、必要な情報を登録する際の連絡票としてシステムへ入力される資料及びそれに添付される資料である。そのため、システム調達の管理と指導を行う情報企画課では、登録されるべき資料が適時に登録されていることを確認し、登録されていない場合は状況を確認し、登録を促す対応を実施することが望ましい。

#### (17) 人事給与庶務システム

【指摘事項23】関門検査点検シートの未作成について

(161頁・40頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」において情報企画課に提出することとされている「関門検査点検シート(実施時)」「関門検査点検シート(完了時)」が作成されていない。

ただし、調達原課に対するヒアリング及び資料閲覧により、調達原課では必要十分な進捗管理が実施されているこ

(対応済み：デジタル政策推進課)

今後は、システム審査担当において、データベースへ登録すべき情報を定期的に確認し、登録されていない場合、情報システムの担当者への確認と催促を確実にを行う。

(対応済み：総務事務センター)

令和2年度より、開発案件があった場合は、調達マニュアルに則り、「関門検査点検シート」を作成し、状況をデジタル政策推進課(旧情報企画課)と共有している。

とを確認している。

(所見)

「秋田県情報システム調達マニュアル」によれば、当該シートは、調達指針12に則り、システム調達を効率よく進める知識とノウハウを全庁において蓄積し共有するためのツールであるとともに、調達の各段階における管理が適切に実施されていることを自己点検するため、加えて、庁内のシステムを全般的に管理する情報企画課がその点検状況を確認し、必要に応じて指導助言するために作成・提出されるものである。

調達マニュアルの趣旨に鑑み、適時にシートを作成してシステム調達関連の手続が適切に実施されていることを点検するとともに、その状況を情報企画課と共有することが望まれる。

【指摘事項24】 契約・開発終了連絡票の未登録について  
(161頁・41頁)

(事実)

「秋田県情報システム調達マニュアル」において、システムの契約・開発フェーズの受入・検収時に情報企画課のデータベースに登録することとされている「契約・開発終了連絡票」が登録されていない。

当該連絡票は情報企画課のデータベースに登録されるものであり、情報企画課への開発終了の報告、及び情報企画課による業務完了確認のために登録されるものである。

ただし、調達原課に対するヒアリング及び資料閲覧により、調達原課ではシステム開発の完了手続が適切に実施されていることを確認している。

(所見)

調達マニュアルの趣旨に鑑み、情報企画課のデータベースへの登録についても確実に実施されたい。

(対応済み：総務事務センター)

令和2年度より、開発案件があった場合は、調達マニュアルに則り、「契約・開発終了連絡票」をデータベースに登録している。